

平成 30 年

奈良市議会 6 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 20 号	繰越明許費繰越計算書及び予算繰越計算書の報告について……………	1
〃 第 21 号	株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について……………	8
〃 第 22 号	奈良市市街地開発株式会社の経営状況の報告について……………	19
〃 第 23 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況の報告について……………	27
〃 第 24 号	一般財団法人奈良市総合財団の経営状況の報告について……………	39
〃 第 25 号	市長専決処分の報告について……………	60
〃 第 26 号	市長専決処分の報告について……………	64
〃 第 27 号	市長専決処分の報告について……………	77
〃 第 28 号	市長専決処分の報告について……………	79
〃 第 29 号	市長専決処分の報告について……………	81
〃 第 30 号	市長専決処分の報告について……………	83
〃 第 31 号	市長専決処分の報告について……………	85
〃 第 32 号	市長専決処分の報告について……………	87
〃 第 33 号	市長専決処分の報告について……………	89
〃 第 34 号	市長専決処分の報告について……………	91
奈良市議案第 66 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	93
〃 第 67 号	平成30年度奈良市一般会計補正予算（第1号）……………	98
〃 第 68 号	奈良市附属機関設置条例の一部改正について……………	112
〃 第 69 号	奈良市いじめ防止連絡協議会条例の制定について……………	114
〃 第 70 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	116
〃 第 71 号	奈良市税条例等の一部改正について……………	117
〃 第 72 号	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について……………	136
〃 第 73 号	奈良市旅館業法施行条例の一部改正について……………	140

奈良市議案第 74 号	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ て……………	145
〃 第 75 号	奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につ いて……………	147
〃 第 76 号	財産の取得について……………	148
〃 第 77 号	工事請負契約の締結について……………	149
〃 第 78 号	町の区域等の変更について……………	157
〃 第 79 号	教育委員会の委員の任命について……………	160
〃 第 80 号	教育委員会の委員の任命について……………	162
奈良市諮問第 1 号	使用料の徴収等に関する処分についての審査請求に係 る諮問について……………	164

繰越明許費繰越計算書及び予算繰越計算書の 報告について

地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、
次の繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成29年度奈良市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 平成29年度奈良市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 3 平成29年度奈良市水道事業会計予算繰越計算書
- 4 平成29年度奈良市下水道事業会計予算繰越計算書

平成29年度奈良市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2. 総務費	1. 総務管理費	スポーツ施設整備事業	円 11,000,000	円 9,930,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	環境改善施設整備事業	25,000,000	—
		障害者福祉施設整備事業	64,500,000	61,640,000
	2. 児童福祉費	認定こども園施設整備事業	525,700,000	501,723,000
4. 衛生費	1. 保健衛生費	保健衛生施設整備事業	40,000,000	40,000,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	658,000	658,000
8. 観光費	1. 観光費	観光客誘致対策経費	15,000,000	15,000,000
9. 土木費	2. 道路橋梁費	道路管理経費	4,600,000	—
		道路橋梁新設改良事業	327,000,000	238,334,000
	3. 河川費	河川堤防改修事業	368,300,000	329,640,000
	4. 都市計画費	まちづくり基本計画策定経費	4,665,000	4,664,000
		歴史的風致形成建造物保存整備事業経費	21,000,000	14,040,000
		街路事業	247,400,000	175,950,000
		公園事業	6,600,000	6,300,000
10. 消防費	1. 消防費	消防施設維持補修経費	2,600,000	—
11. 教育費	2. 小学校費	小学校施設整備事業	119,000,000	75,000,000
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	25,000,000	12,000,000
	6. 社会教育費	社会教育施設整備事業	3,500,000	—

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		9,900,000		30,000
				—
20,548,000 (国)	41,092,000			—
		490,500,000		11,223,000
		40,000,000		—
	(国) 658,000			—
	(国) 7,500,000			7,500,000
				—
	(国) 43,477,000	194,500,000		357,000
		329,600,000		40,000
				4,664,000
	(国) 3,000,000	11,000,000		40,000
	(国) 82,588,000	93,200,000		162,000
	(国) 2,393,000	3,900,000		7,000
				—
	(国) 3,683,000	71,300,000		17,000
	(国) 2,983,000	9,000,000		17,000
				—

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	
12. 災害復旧費	1. 農林水産業施設災害復旧費	農林業用施設災害復旧事業	円 52,400,000	円 52,400,000	
	2. 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	234,800,000	207,475,000	
	3. 教育施設災害復旧費	教育施設災害復旧事業	79,000,000	25,000,000	
合 計			2,177,723,000	1,769,754,000	

平成 2 9 年度奈良市土地区画整理事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	円 1,100,900,000	円 880,999,000	
2. J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	1. J R 奈良駅南地区土地区画整理事業費	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	163,600,000	73,500,000	
合 計			1,264,500,000	954,499,000	

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 32,000	円 ⑤ 50,448,000	円	円 ⑥ 1,585,000	円 335,000
	⑤ 83,764,000	123,600,000		111,000
	⑤ 8,774,000	16,200,000		26,000
20,580,000	330,360,000	1,392,700,000	1,585,000	24,529,000

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円 ⑤ 467,043,000	円 409,800,000	円	円 4,156,000
	⑤ 28,569,000	44,900,000		31,000
	495,612,000	454,700,000		4,187,000

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 2 9 年度奈良市水道事業
地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	施設事業	円 974,816,000	円 865,172,894	円 9,594,000	
		配水施設改良事業	814,084,000	370,227,888	275,811,000	
		受託配水管改良事業	89,114,000	28,038,508	7,489,000	
		東部地域建設改良事業	28,566,000		9,899,000	
合 計			1,906,580,000	1,263,439,290	302,793,000	

平成 2 9 年度奈良市下水道事業
地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	
1. 資本的支出	1. 建設改良費	管渠建設事業	円 295,144,000	円 111,533,599	円 126,617,000	
		管渠改良事業	317,300,000	78,598,769	233,485,000	
	合 計		612,444,000	190,132,368	360,102,000	

会計予算繰越計算書
規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
受託負担金	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円	円	円 9,594,000	円 100,049,106	円	地元調整に時間を要したため
	506,520	275,304,480	168,045,112		地元調整に時間を要したため
3,101,000		4,388,000	53,586,492		地元調整に時間を要したため
		9,899,000	18,667,000		随伴工事遅延のため
3,101,000	506,520	299,185,480	340,347,710		

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

会計予算繰越計算書
規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	企業債	繰 越 工事資金	損益勘定 留保資金			
円 17,667,000	円 100,900,000	円 8,050,000	円	円 56,993,401	円	地元調整に時間を要したため
68,152,000	129,200,000	36,075,000	58,000	5,216,231		地元調整に時間を要したため
85,819,000	230,100,000	44,125,000	58,000	62,209,632		

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

株式会社奈良市清美公社の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の経営状況を次のとおり報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 29 年度 事業報告書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

1. 事業概要

株式会社奈良市清美公社は、公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、建物清掃、ごみ収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を実施した。

一方、受託外許認可業務等として、浄化槽の清掃・保守点検、排水管高圧洗浄の業務を積極的な企業運営により行った。

2. 事業内容

(1) 受託事業

○し尿収集運搬及び手数料徴収業務

○公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務

○アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務

○家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイの各収集運搬、焼却灰・非鉄の運搬に関する業務

○建物清掃に関する業務

○犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

○浄化槽の清掃・保守点検、排水管高圧洗浄に関する業務

3. 各事業の実施事項

※ () 内は対前年度比

(1) 受託事業

① し尿収集運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法

律」第6条の2の規定を遵守し、一般家庭及び事業所等のし尿汲取を実施した。

また、汲取手数料の徴収業務を社員で行い、効率的な徴収体制を確立するため、口座振替制度への移行の促進に努めた。

○汲取件数	年 間	16,309件	(△5.7%)
	月平均	1,359件	
○従事職員数		9名	
○従事車両		5台	

② 公園・広場(グリーンサポート等によるごみ収集運搬業務を含む)、公衆便所、地下道等の各清掃業務

公園緑地の清掃(草刈り、樹木のせん定、遊具の塗装を含む)、広場等の清掃、グリーンサポート・アダプトプログラムによるごみの収集運搬、街路樹のかん水を実施した。また、公衆便所の清掃・管理及び地下道等清掃の各業務を実施した。

○公園広場緑地(グリーンサポート等を含む)	609か所	(5.0%)
○樹木のかん水	6路線	(0%)
○公衆便所	1か所	(0%)
○地下道等	5か所	(0%)
○従事職員数	8名	
○従事車両	8台	

③ 建物清掃業務

福祉政策課分室、奈良町にぎわいの家、奈良町からくりおもちゃ館、奈良市音声館の清掃業務を実施した。

○清掃施設	4施設	(0%)
○従事職員数	2名	
○従事車両	1台	

④ 家庭ごみ、再生資源、発泡スチロール製食品トレイの各収集運搬業務、焼却灰・非鉄運搬業務

「奈良市一般廃棄物処理計画」に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法

律」第6条の2の規定を遵守し、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パックの収集運搬業務を実施した。また、公民館等の公共施設を拠点に回収された発泡スチロール製食品トレイの収集運搬業務、環境清美工場より排出される焼却灰・非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務を実施した。

○ごみ、再生資源

東 部 地 域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華・高円山離宮・鉢伏の各地区）	2,498戸	（0%）
中 高 層 住 宅（都市再生機構等）	10,880戸	（0%）
月ヶ瀬・都祁地域	2,648戸	（0%）
市街地家庭系ごみ	70,250戸	（33.8%）
○発泡スチロール製食品トレイ	30か所	（0%）
○町内清掃・不法投棄ごみ	5回	（△16.7%）
○従事職員数	61名	
○従事車両	39台	

(2) 受託外許認可業務等

① 浄化槽清掃・保守点検、排水管高圧洗浄業務

浄化槽清掃業務は「浄化槽法」第35条の規定により奈良市長の許可を受け、また、保守点検業務は「浄化槽法」第48条の規定により奈良県知事に登録し、排水管高圧洗浄業務とともに実施した。

○浄化槽清掃	3,958件	（△2.4%）
○保守点検	3,639件	（2.5%）
○高圧洗浄	57件	（△18.6%）
○従事職員数	5名	
○従事車両	9台	

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	152,865,463	157,857,317	△ 4,991,854	
未収入金	13,518,463	14,363,937	△ 845,474	
受託事業未収金	70,549,910	63,297,642	7,252,268	
手数料未収金	2,654,286	2,793,188	△ 138,902	
前払費用	724,393	1,307,220	△ 582,827	
貯蔵品	2,417,845	1,943,429	474,416	
仮払法人税等	0	0	0	
立替金	254,354	228,396	25,958	
貸倒引当金	△ 514,377	△ 478,350	△ 36,027	
流動資産合計	242,470,337	241,312,779	1,157,558	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	74,094,779	77,583,305	△ 3,488,526	
建物附属設備	3,624,442	4,227,299	△ 602,857	
構築物	763,745	921,132	△ 157,387	
機械器具	10,619	27,295	△ 16,676	
車両運搬具	790,798	3,027,404	△ 2,236,606	
什器備品	3,381,307	3,402,446	△ 21,139	
電話設備	755,200	944,000	△ 188,800	
土地	41,962,800	41,962,800	0	
有形固定資産合計	125,383,690	132,095,681	△ 6,711,991	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	309,500	309,500	0	
地役権	300,000	300,000	0	
ソフトウェア	1,200,702	1,906,336	△ 705,634	
無形固定資産合計	1,810,202	2,515,836	△ 705,634	
(3) 投資その他の資産				
出資金	1,440,000	1,430,000	10,000	
長期貸付金	4,161,224	4,563,502	△ 402,278	
保証金	10,000	10,000	0	
リサイクル預託金	433,950	440,150	△ 6,200	
投資その他の資産合計	6,045,174	6,443,652	△ 398,478	
固定資産合計	133,239,066	141,055,169	△ 7,816,103	
資産合計	375,709,403	382,367,948	△ 6,658,545	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	3,000	6,000	△ 3,000	
未払金	32,204,112	25,298,274	6,905,838	
未払法人税等	141,000	141,000	0	
預り金	11,286,579	6,414,584	4,871,995	
仮受金	408,934	880,850	△ 471,916	
手数料未払金	2,654,286	2,793,188	△ 138,902	
未払消費税	13,301,100	12,226,900	1,074,200	
流動負債合計	59,999,011	47,760,796	12,238,215	
2. 固定負債				
退職給付引当金	230,922,578	283,773,446	△ 52,850,868	
固定負債合計	230,922,578	283,773,446	△ 52,850,868	
負債合計	290,921,589	331,534,242	△ 40,612,653	
Ⅲ 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	10,000,000	10,000,000	0	
利益剰余金	74,787,814	40,833,706	33,954,108	
利益準備金	2,500,000	2,500,000	0	
任意積立金	0	0	0	
繰越利益剰余金	72,287,814	38,333,706	33,954,108	
純資産合計	84,787,814	50,833,706	33,954,108	
負債及び正味財産合計	375,709,403	382,367,948	△ 6,658,545	

損 益 計 算 書

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
受託事業収入	626,262,159	599,302,017	26,960,142	
浄化槽収入	75,419,641	78,304,948	△ 2,885,307	
高压洗浄収入	1,061,745	1,236,299	△ 174,554	
建物清掃収入	0	0	0	
売上高合計	702,743,545	678,843,264	23,900,281	
売上原価				
事業直接原価	577,837,619	617,074,149	△ 39,236,530	
売上原価合計	577,837,619	617,074,149	△ 39,236,530	
売上総利益	124,905,926	61,769,115	63,136,811	
販売費及び一般管理費	142,489,530	106,778,943	35,710,587	
営業利益	△ 17,583,604	△ 45,009,828	27,426,224	
営業外収益				
受取利息	304,283	726,532	△ 422,249	
受取配当金	5,200	5,200	0	
雑収入	567,287	324,930	242,357	
営業外収益合計	876,770	1,056,662	△ 179,892	
営業外費用				
支払利息	0	0	0	
雑損失	3,042	9,465	△ 6,423	
営業外費用合計	3,042	9,465	△ 6,423	
経常利益	△ 16,709,876	△ 43,962,631	27,252,755	
特別利益				
貸倒引当金戻入益	0	16,714	△ 16,714	
退職給付引当金戻入益	52,850,868	0	52,850,868	
特別利益合計	52,850,868	16,714	52,834,154	
特別損失				
資産廃棄損	53,519	2	53,517	
貸倒引当金繰越損	36,027	0	36,027	
貸倒損失	182,324	121,114	61,210	
退職給付引当金繰入損	0	0	0	
特別損失合計	271,870	121,116	150,754	
税引前当期純利益	35,869,122	△ 44,067,033	79,936,155	
法人税、住民税及び事業税	1,915,014	239,005	1,676,009	
当期純利益	33,954,108	△ 44,306,038	78,260,146	

株主資本等変動計算書

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

(単位：円)

			前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高
株 主 資 本	資 本 金		10,000,000				10,000,000
	利益 剰余金	利 益 準 備 金	2,500,000				2,500,000
		他 利 益 剰 余 金	38,333,706	33,954,108		33,954,108	72,287,814
	株 主 資 本 合 計		50,833,706	33,954,108		33,954,108	84,787,814
純 資 産 合 計			50,833,706	33,954,108		33,954,108	84,787,814
利益 剰余金の 内訳	利 益 準 備 金		2,500,000				2,500,000
	繰 越 利 益 剰 余 金		38,333,706	33,954,108		33,954,108	72,287,814
	利 益 剰 余 金 合 計		40,833,706	33,954,108		33,954,108	74,787,814

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	152,865,463
	現金	0
	当座預金	0
	普通預金	152,865,463
	南都銀行	125,188,062
	奈良信用金庫	9,729,610
	りそな銀行	4,696,931
	ゆうちょ銀行	6,522,037
	奈良県農協	6,728,823
	定期預金	0
	未収金	86,722,659
	受託事業未収金	70,549,910
	手数料未収金	2,654,286
	その他未収金	13,518,463
	立替金	254,354
	前払費用	724,393
	貸倒引当金	△ 514,377
	貯蔵品	2,417,845
流動資産合計		242,470,337
2. 固定資産		
有形固定資産		
	土地	41,962,800
	建物	74,094,779
	建物附属設備	3,624,442
	構築物	763,745
	機械器具	10,619
	車両運搬具	790,798
	什器備品	3,381,307
	電話設備	755,200
無形固定資産		
	電話加入権	309,500
	地役権	300,000
	ソフトウェア	1,200,702

科	目	金 額
投資その他資産	出資金 長期貸付金 保証金 リサイクル預託金	1,440,000 4,161,224 10,000 433,950
固定資産合計		133,239,066
資産合計		375,709,403
Ⅱ 負債の部		
1. 流動負債	未払金 仮受金 預り金 前受金	48,300,498 408,934 11,286,579 3,000
流動負債合計		59,999,011
2. 固定負債	退職給付引当金	230,922,578
固定負債合計		230,922,578
負債合計		290,921,589
正味財産		84,787,814

役 員

(平成30年3月31日現在)

代表取締役 葛 原 克 巳

取 締 役 山 村 栄 之 (非常勤)

取 締 役 中 久 保 晃 一

取 締 役 乾 一 太 郎

取 締 役 澤 見 雅 夫

監 査 役 中 西 寿 人 (非常勤)

監 査 役 神 田 久 美 (非常勤)

奈良市市街地開発株式会社の 経営状況の報告について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 29 年度 事業報告書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

1. 事業概要

奈良市市街地開発株式会社は、奈良市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するために設立され、市街地再開発事業による J R 奈良駅前再開発第 1 ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営駐車場の管理等を行っている。

平成 29 年度の業績については、商業床への新たな入居店舗の影響もあり、売上高として 236,489,901 円で、純利益は 15,335,169 円となった。

今後においても、テナント誘致、経営改善はもちろん各事業において業績の確保に取り組み、業績の維持向上に更に努める。

2. 事業内容

○ J R 奈良駅前再開発第 1 ビル商業床の管理運営

○ J R 奈良駅西口周辺の市営駐車場の管理運営

(奈良市営 J R 奈良駅第 1・第 2・なら 100 年会館駐車場)

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで指定管理業務受託)

○ 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務

○ 奈良市営西部会館駐車場の管理運営

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで指定管理業務受託)

○ 前各号に関連又は付帯する事業

3. 各事業の実施事項

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理を行うとともに、駅直近の商業施設として地域の賑わいを担い利用者の増に努めた。

○ＪＲ奈良駅前再開発第１ビル商業床 新規開業数

テナント １店舗

(2) 駐車場管理運営業務

利用者へのサービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、安全で快適かつ適切な
奈良市営駐車場の管理等を行った。 ※（ ）内は対前年度比

○奈良市営ＪＲ奈良駅第１・第２・なら１００年会館駐車場出庫台数

１５４,３８１台／年 （４.５％）

○奈良市営西部会館駐車場出庫台数

５８,２５６台／年 （△３.１％）

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	169,593,225	145,357,043	24,236,182	
未収金	6,435,296	12,128,411	△ 5,693,115	
未収入金	12,698,764	12,968,398	△ 269,634	
前払費用	5,148,899	5,258,253	△ 109,354	
預け金	1,524,000	1,524,000	0	
流動資産合計	195,400,184	177,236,105	18,164,079	
2. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
建物	17,762,024	17,762,024	0	
建物附属設備	16,447,976	16,447,976	0	
車両運搬具	794,915	794,915	0	
什器備品	1,037,450	541,000	496,450	
減価償却累計額	△ 17,260,384	△ 15,560,149	△ 1,700,235	
有形固定資産合計	18,781,981	19,985,766	△ 1,203,785	
(2) 無形固定資産				
電話加入権	394,000	394,000	0	
無形固定資産合計	394,000	394,000	0	
(3) 投資その他資産				
保証金	0	50,000	△ 50,000	
投資その他の資産合計	0	50,000	△ 50,000	
固定資産合計	19,175,981	20,429,766	△ 1,253,785	
資産合計	214,576,165	197,665,871	16,910,294	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	1,518,100	1,924,100	△ 406,000	
未払外注費	8,422,790	7,344,950	1,077,840	
未払費用	2,189,285	2,369,471	△ 180,186	
前受金	3,012,551	3,066,919	△ 54,368	
仮受金	597,500	389,500	208,000	
預り金	165,765	20,000	145,765	
売上預り金	21,562,086	22,394,612	△ 832,526	
未払法人税等	296,500	296,500	0	
流動負債合計	37,764,577	37,806,052	△ 41,475	
2. 固定負債				
預り保証金	34,875,320	33,258,720	1,616,600	
固定負債合計	34,875,320	33,258,720	1,616,600	
負債合計	72,639,897	71,064,772	1,575,125	
III 純資産の部				
1. 株主資本				
資本金	100,000,000	100,000,000	0	
資本剰余金	18,656,040	18,656,040	0	
利益剰余金	23,280,228	7,945,059	15,335,169	
繰越利益剰余金	23,280,228	7,945,059	15,335,169	
(うち当期純利益)	(15,335,169)	(11,313,366)	(4,021,803)	
純資産合計	141,936,268	126,601,099	15,335,169	
負債及び純資産の部合計	214,576,165	197,665,871	16,910,294	

損 益 計 算 書

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
売上高				
商業床等管理収入	117,099,746	117,305,984	△ 206,238	
駐車場管理運営収入	73,660,186	73,660,186	0	
学園前再開発ビル受託収入	45,444,469	45,170,034	274,435	
損害保険収入	285,500	576,881	△ 291,381	
売上高合計	236,489,901	236,713,085	△ 223,184	
売上原価				
当期製品製造原価	218,398,802	222,806,551	△ 4,407,749	
売上原価合計	218,398,802	222,806,551	△ 4,407,749	
販売費及び一般管理費	2,477,799	2,305,921	171,878	
営業利益	15,613,300	11,600,613	4,012,687	
営業外収益				
受取利息	2,484	4,351	△ 1,867	
雑収入	15,885	4,902	10,983	
営業外収益合計	18,369	9,253	9,116	
経常利益	15,631,669	11,609,866	4,021,803	
税引前当期純利益	15,631,669	11,609,866	4,021,803	
法人税、住民税及び事業税	296,500	296,500	0	
当期純利益	15,335,169	11,313,366	4,021,803	

株主資本等変動計算書

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

(単位：円)

		前期末残高	当期変動額	当期純利益	当期変動額合計	当期末残高
株 主 資 本	資 本 金	100,000,000				100,000,000
	資本 剰余金	資 本 準 備 金				
		他資本剰余金	18,656,040			18,656,040
	利益 剰余金	利 益 準 備 金				
		他利益剰余金	7,945,059	15,335,169	15,335,169	23,280,228
	自 己 株 式					
	株 主 資 本 合 計		126,601,099	15,335,169	15,335,169	141,936,268
	評価・換算差額等合計					
新 株 予 約 権						
純 資 産 合 計		126,601,099		15,335,169	15,335,169	141,936,268
資本 剰余金 の内訳	他 資 本 剰 余 金	18,656,040				18,656,040
	資 本 剰 余 金 合 計	18,656,040				18,656,040
利益 剰余金 の内訳	繰 越 利 益 剰 余 金	7,945,059		15,335,169	15,335,169	23,280,228
	利 益 剰 余 金 合 計	7,945,059		15,335,169	15,335,169	23,280,228

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	169,593,225
	現金	7,573,773
	普通預金	150,324,243
	南都銀行	150,324,243
	定期預金	11,695,209
	南都銀行	11,695,209
	未収金	6,435,296
	未収入金	12,698,764
	前払費用	5,148,899
	預け金	1,524,000
流動資産合計		195,400,184
2. 固定資産		
有形固定資産		
	建物	17,762,024
	建物附属設備	16,447,976
	車両運搬具	794,915
	什器備品	1,037,450
	減価償却累計額	△ 17,260,384
無形固定資産		
	電話加入権	394,000
固定資産合計		19,175,981
資産合計		214,576,165
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	1,518,100
	未払外注費	8,422,790
	未払費用	2,189,285
	前受金	3,012,551
	仮受金	597,500
	預り金	165,765
	売上預り金	21,562,086
	未払法人税等	296,500
流動負債合計		37,764,577
2. 固定負債		
	預り保証金	34,875,320
固定負債合計		34,875,320
負債合計		72,639,897
正味財産		141,936,268

役 員

(平成30年3月31日現在)

取締役社長	津 山 恭 之	(非常勤)
-------	---------	-------

取 締 役	梅 森 義 弘	(非常勤)
-------	---------	-------

取 締 役	杉 野 高 広	(非常勤)
-------	---------	-------

取 締 役	岡 崎 利 彦	(非常勤)
-------	---------	-------

取 締 役	杉 本 卓	(非常勤)
-------	-------	-------

監 査 役	神 田 久 美	(非常勤)
-------	---------	-------

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の経営状況を次のとおり報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 29 年度 事業報告書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

1. 事業概要

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、「2. 事業実施内容」のとおり实际生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、だれでも、いつでも、どこでも学ぶことのできる学習環境の整備を促進した。

また、地域の課題解決に向けた学習活動の場及び学びの成果を生かせる場を提供し、地域における「学びの場」・「地域づくりの拠点」としての機能の強化を図るとともに、公民館自主グループを育成し、生涯学習における指導者やボランティアの裾野を広げた。これらにより地域の教育力を高め、市民がその力を地域で発揮できるよう公民館での取組の充実を図り、市民の学びが住みよい地域づくりにつながる生涯学習活動を推進した。

加えて、生涯学習に関する情報収集や調査研究に努め、学習情報の提供や学習相談を行った。また、各種事業の企画・運営に職員のもつ特技を生かし、経費削減につなげた。

なお、当財団は公民館の活性化を目的として設立された団体である一方で指定管理者でもあるため、市民や行政の期待に応える高い専門性を有した団体であり続けるとともに、改革意識をもって組織及び職員の活性化や自主財源の確保に努め、社会教育の振興に一層寄与するべく事業を展開した。

2. 事業実施内容

※ () 内は対前年度比

(1) 協定事業 38,661件 (△2.3%) 602,965人 (3.4%)

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開した。

① 公民館事業 462件 (1.3%) 57,619人 (4.8%)

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行った。また、各施設・地域の特長を生かすとともに、全ての施設において5重点分野（高齢者・男

女・青少年・家庭教育・現代的課題)の事業を開催することにより、奈良市全域において充実した事業展開を行った。

○教養・文化・国際交流に関する事業

66件 (△8.3%) 10,895人 (10.8%)

「神主に聞く！よもやま話」「『七大寺巡礼私記』を楽しむ～大安寺編～」

「おいしく異文化交流」「暮らしに役立つお金のハナシ」「興東高齢者学級」他

○教育・福祉・人権に関する事業

84件 (9.1%) 11,281人 (△7.5%)

「知っていますか？大人の発達障がい」「ダイバーシティってなんだろう？」

「図書ボランティア学習会」「三笠いきいきクラブ」「里山の冬あそび」他

○芸術・芸能に関する事業

76件 (10.1%) 10,053人 (31.9%)

「楽しいリコーダーアンサンブル」「おりがみイ・ロ・ハ」「人形劇」

「学芸員と美術鑑賞講座」「夏休み子ども映画まつり」「サロンコンサート」他

○科学・情報・産業技術に関する事業

39件 (△2.5%) 2,260人 (△17.5%)

「わくわく！楽しい理科工作と実験」「地区公民館パソコン講座」

「チャレンジキッズ（自然）」「せいぶ夏休み親子実験室」

「シニアタブレット入門」他

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

130件 (10.2%) 15,418人 (△2.1%)

「ココロすっきりお片づけ術」「里山のおやつーかきもち作りー」

「ご飯と汁物、もう一品」「夏休み！世界のボードゲーム大会」

「おひざのうえで」他

○健康・衛生・環境に関する事業

38件 (△20.8%) 4,283人 (△14.0%)

「奈良周辺の活断層から見た地震災害」「ふるさと再発見！まちの人間国宝さん」

「あゆつかみに挑戦！」「防犯講座」「病気にならないための食事と運動」他

○体育・スポーツ・レクリエーションに関する事業

29件 (△9.4%) 3,429人 (84.4%)

「平城元気サロン」「はじめてのピラティス」「美姿勢キープで健康力アップ！」
「デーキャンプin平城西」「リフレッシュサロン」「にこにこ親子体操」他

② 公民館管理運営事業

38,199件（△2.4%） 545,346人 （3.2%）

市民がいつでも気軽に利用できる地域の生涯学習活動の拠点として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行った。

[指定管理施設]

奈良市生涯学習センター	奈良市立中部公民館	奈良市立西部公民館
奈良市立南部公民館	奈良市立三笠公民館	奈良市立田原公民館
奈良市立富雄公民館	奈良市立柳生公民館	奈良市立若草公民館
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市立興東公民館	奈良市立春日公民館
奈良市立二名公民館	奈良市立京西公民館	奈良市立平城西公民館
奈良市立伏見公民館	奈良市立富雄南公民館	奈良市立平城公民館
奈良市立飛鳥公民館	奈良市立都跡公民館	奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市立平城東公民館	奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市立都祁公民館

計24施設

(2) 自主事業 42件（20.0%） 7,339人（△11.1%）

当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、19件の講師派遣等を行った。

さらに、奈良市の関連諸施策と連携し、以下の5分類にわたり事業を開催した。これにより、市民の生活環境の向上や学習機会の拡大、事業内容の充実を図った。

○教養・文化・国際交流に関する事業

1件（0.0%） 1,015人（15.2%）

奈良ひとまち大学

○教育・福祉・人権に関する事業 8件（60.0%） 341人（310.8%）

家庭教育サポートネットワーク支援事業

「聞いとく？ “イマどき” 子育て事情」「親子で楽しむ公民館まつり」

「わたしから変わる地域の子育て」「みんないっしょ大集合！」

「家族でお月見会」「大樹になるためのひとの根っこづくり」

「知りたいな♪登美ヶ丘の子育て支援のこと」「子どもの生きる力を育もう」

○芸術・芸能に関する事業 5件（0.0%） 385人（△40.3%）

ムジークフェストなら2017

「ムジークフェストなら2017in生涯学習センター」

「ムジークフェストなら2017in南部公民館」

「ムジークフェストなら2017in三笠公民館」

「ムジークフェストなら2017in春日公民館」

「ムジークフェストなら2017in富雄南公民館」

○家庭生活・市民生活・娯楽に関する事業

27件（12.5%）5,579人（△16.0%）

奈良市子育てスポット事業

「おやこひろば」「子育てママのひととき」「とみがおか すくすくサロン」

「なかよしクラブ」「子育てのんびり空間」「二名すくすく水よう日」

「ぷよ☆ぷよの会」「平城西びよびよひろば」「富雄南とっとこ広場」

「おやこふれあいひろば」「みあと子育てサロン」

アクティブシニア農業体験事業

「プチ田舎暮らし・田原－ほがしわ弁当と茶がゆ－」

「プチ田舎暮らし・柳生－はじめての炭焼き体験－」

「プチ田舎暮らし・興東－大和野菜を味わう－」

「プチ田舎暮らし・月ヶ瀬－手作り梅酵素ジュース－」

「プチ田舎暮らし・都祁－野菜作りと陵燈会－」 他

○健康・衛生・環境に関する事業 1件 （－） 19人 （－）

地域課題の解決を目指すモデル公民館等プロジェクト事業

「飛鳥ちびっこひろば」

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	107,716,868	120,814,489	△ 13,097,621	
未収金	192,566	281,415	△ 88,849	
立替金	1,275,307	104,743	1,170,564	
流動資産合計	109,184,741	121,200,647	△ 12,015,906	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
その他固定資産				
リース資産	62,221,500	79,521,444	△ 17,299,944	
その他固定資産合計	62,221,500	79,521,444	△ 17,299,944	
固定資産合計	112,221,500	129,521,444	△ 17,299,944	
資産合計	221,406,241	250,722,091	△ 29,315,850	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	39,167,097	55,838,803	△ 16,671,706	
預り金	3,124,012	2,690,112	433,900	
賞与引当金	22,320,000	21,200,000	1,120,000	
リース債務	16,448,184	17,299,944	△ 851,760	
未払消費税等	8,795,600	5,693,700	3,101,900	
流動負債合計	89,854,893	102,722,559	△ 12,867,666	
2. 固定負債				
リース債務	45,773,316	62,221,500	△ 16,448,184	
退職給付引当金	33,000,000	33,000,000	0	
固定負債合計	78,773,316	95,221,500	△ 16,448,184	
負債合計	168,628,209	197,944,059	△ 29,315,850	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
地方公共団体補助金	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
2. 一般正味財産				
正味財産合計	2,778,032	2,778,032	0	
負債及び正味財産合計	221,406,241	250,722,091	△ 29,315,850	

収 支 計 算 書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	40,000	10,968	29,032	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	581,700,000	572,908,221	8,791,779	
講座受講料収入	791,300	791,300	0	
③ 自主事業収入				
講師派遣収入	334,760	334,760	0	
事業収入	6,255,000	6,255,000	0	
助成金収入	100,000	48,668	51,332	
④ 雑収入				
受取利息	15,000	2,061	12,939	
雑収入	180,000	169,600	10,400	
経常収益計	589,416,060	580,520,578	8,895,482	
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料	147,276,000	147,275,630	370	
賃金	86,722,000	84,797,375	1,924,625	
職員手当	69,394,000	68,886,835	507,165	
福利厚生	56,334,000	51,014,972	5,319,028	
賞与引当金繰入	21,717,000	21,717,000	0	
諸謝金	7,796,000	7,790,000	6,000	
旅費交通費	557,680	551,575	6,105	
消耗品費	8,124,000	8,115,033	8,967	
燃料費	1,220,000	1,200,399	19,601	
会議費	201,000	198,152	2,848	
印刷製本費	546,000	542,047	3,953	
光熱水料費	46,378,000	46,077,282	300,718	
修繕費	8,873,000	8,868,007	4,993	
医薬材料費	24,000	19,850	4,150	
通信運搬費	2,394,000	2,298,813	95,187	
減価償却費	17,304,000	17,299,944	4,056	
手数料	4,937,000	4,928,758	8,242	
保険料	1,829,000	1,819,870	9,130	
委託費	60,799,000	60,798,153	847	
賃借料	3,396,000	3,392,743	3,257	
負担金	507,380	507,046	334	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
広告料	50,000	10,000	40,000	
租税公課	30,477,000	30,473,000	4,000	
② 管理費				
給料	4,087,000	4,086,779	221	
賃金	2,406,000	2,352,435	53,565	
職員手当	2,102,000	1,910,495	191,505	
福利厚生	1,588,000	1,415,621	172,379	
賞与引当金繰入	603,000	603,000	0	
旅費交通費	168,000	118,710	49,290	
消耗品費	104,000	104,000	0	
会議費	5,000	4,666	334	
光熱水料費	1,431,000	1,278,602	152,398	
通信運搬費	66,000	63,786	2,214	
経常費用計	589,416,060	580,520,578	8,895,482	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	2,778,032	2,778,032	0	
一般正味財産期末残高	2,778,032	2,778,032	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	52,778,032	52,778,032	0	

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	10,968	20,000	△ 9,032	
② 協定事業収入				
指定管理受託収入	572,908,221	539,043,835	33,864,386	
講座受講料収入	791,300	822,900	△ 31,600	
③ 自主事業収入				
講師派遣収入	334,760	254,108	80,652	
事業収入	6,255,000	6,275,000	△ 20,000	
助成金収入	48,668	0	48,668	
④ 雑収入				
受取利息	2,061	2,653	△ 592	
雑収入	169,600	212,260	△ 42,660	
経常収益計	580,520,578	546,630,756	33,889,822	
(2) 経常費用				
① 事業費				
給料	147,275,630	138,236,547	9,039,083	
賃金	84,797,375	84,281,892	515,483	
職員手当	68,886,835	60,742,929	8,143,906	
福利厚生	51,014,972	48,110,939	2,904,033	
賞与引当金繰入	21,717,000	20,627,000	1,090,000	
諸謝金	7,790,000	7,116,786	673,214	
旅費交通費	551,575	354,289	197,286	
消耗品費	8,115,033	7,604,084	510,949	
燃料費	1,200,399	1,061,489	138,910	
会議費	198,152	177,559	20,593	
印刷製本費	542,047	986,965	△ 444,918	
光熱水料費	46,077,282	43,647,273	2,430,009	
修繕費	8,868,007	4,380,218	4,487,789	
医薬材料費	19,850	19,018	832	
通信運搬費	2,298,813	2,259,101	39,712	
減価償却費	17,299,944	10,987,344	6,312,600	
手数料	4,928,758	5,262,450	△ 333,692	
保険料	1,819,870	1,826,167	△ 6,297	
委託費	60,798,153	59,223,101	1,575,052	
賃借料	3,392,743	9,516,978	△ 6,124,235	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
負担金	507,046	199,920	307,126	
広告料	10,000	0	10,000	
租税公課	30,473,000	28,792,150	1,680,850	
② 管理費				
給料	4,086,779	3,835,953	250,826	
賃金	2,352,435	2,338,746	13,689	
職員手当	1,910,495	1,685,555	224,940	
福利厚生	1,415,621	1,335,036	80,585	
賞与引当金繰入	603,000	573,000	30,000	
旅費交通費	118,710	133,940	△ 15,230	
消耗品費	104,000	35,808	68,192	
会議費	4,666	4,666	0	
光熱水料費	1,278,602	1,211,172	67,430	
通信運搬費	63,786	62,681	1,105	
経常費用計	580,520,578	546,630,756	33,889,822	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	2,778,032	2,778,032	0	
一般正味財産期末残高	2,778,032	2,778,032	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0	
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0	
III 正味財産期末残高	52,778,032	52,778,032	0	

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	107,716,868
	現金手許有高	270,000
	普通預金一般会計	107,446,868
	未収金	192,566
	立替金	1,275,307
流動資産合計		109,184,741
2. 固定資産		
基本財産		
	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	りそな銀行	10,000,000
	三井住友信託銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農協	10,000,000
その他固定資産		
	リース資産	62,221,500
固定資産合計		112,221,500
資産合計		221,406,241
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	39,167,097
	預り金	3,124,012
	賞与引当金	22,320,000
	リース債務	16,448,184
	未払消費税等	8,795,600
流動負債合計		89,854,893
2. 固定負債		
	リース債務	45,773,316
	退職給付引当金	33,000,000
固定負債合計		78,773,316
負債合計		168,628,209
正味財産		52,778,032

役 員

(平成30年3月31日現在)

理 事 長	津 山 恭 之	(非常勤)
副 理 事 長	尾 崎 勝 彦	(非常勤)
理 事	粕 井 み づ ほ	(非常勤)
理 事	倍 巖 良 明	(非常勤)
理 事	橋 本 正 昭	(非常勤)
理 事	峠 宏 明	(非常勤)
理 事	森 村 和 枝	(非常勤)
理 事	八 木 正 一	(非常勤)
理 事	有 埜 和 彦	(非常勤)
監 事	中 村 敏 彦	(非常勤)
監 事	青 木 幸 子	(非常勤)

一般財団法人奈良市総合財団の
経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の経営状況を次のとおり報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

平成 29 年度 事業報告書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

1. 事業概要

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する 48 の公の施設の指定管理者として、利用者の視点に立った管理運営による良質なサービスの提供に努め、文化の創造及び福祉の増進に寄与することを目的として、文化・スポーツ・武道の普及振興及び「ならまち」・「都祁地域」の地域振興に関する事業並びに中小企業勤労者に対する福利厚生事業を実施した。

当財団の運営に当たっては、自立化を目指した改革を進めるために経営意識の強化を図り、職員の資質向上のための研修や人事管理システム整備を図るとともに会計管理等の適正化による内部統制の強化を進めた。

平成 29 年度は 32 施設において指定管理期間の終了年度であったため、新たな指定管理の選定を受けるために事業の見直しや管理体制の見直しを図り、引き続き管理運営が実施できる結果を得た。

今後も、自らの改革による経営基盤の安定化を図るべく、収益性の拡大や経費節減の強化を進め、事業の質的向上を目指した取組を積極的に検討して、市民の要請にきめ細かく対応するべく努力を重ねていく。

2. 事業実施内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進した。

(1) 文化振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。

※ () 内は対前年度比

なら 100 年会館	入館者数	305,350 人	(23.4%)
------------	------	-----------	---------

奈良市美術館	入館者数	27,985 人	(△55.1%)
--------	------	----------	----------

奈良市北部会館市民文化ホール 入館者数 128,036人 (△4.4%)

奈良市杉岡華邨書道美術館 入館者数 7,184人 (△20.6%)

なら100年会館では、規模の大きなコンサートが多かったため約58,000人増加となった。

一方で、奈良市美術館においては、イトーヨーカドー奈良店の閉鎖により約34,000人の減少となった。また、奈良市北部会館市民文化ホール、奈良市杉岡華邨書道美術館では、来館者及び利用者数は伸び悩み約7,700人の減少となった。

(事業内容)

豊かな市民文化の形成を図り、鑑賞・創造・学習を柱に市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与するための事業を実施した。

○なら100年会館

奈良県全域において開催された「第32回国民文化祭・なら2017」、「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」の応援事業として「万葉オペラ・ラボ公演」を開催し、奈良の歴史の素晴らしさを全国に発信した。また、奈良の歴史、伝統、創造性を生かした「能楽普及事業」では、神社仏閣等で舞や謡を奉納した。さらに、未来を担う子どもたちが奈良で芸術の素晴らしさを知り、学び、体験する機会を提供するアウトリーチ事業として、小学校での室内演奏会・楽器体験を実施した。その他、熊本地震復興支援として、熊本から4名のアーティストを迎えてチャリティーコンサートを開催し、音楽を通じた文化交流を深めた。

催事等の開催回数452回 参加人数74,530人

○奈良市美術館

奈良市児童生徒作品展等の主催・共催による展覧会や各種講座を開催し、展示事業においては、近代奈良の芸術と歴史文化を紹介するシリーズの第4回として奈良の文化資源の一つである奈良公園をテーマに、奈良公園のできた背景を写真や歴史資料を用いて紹介する「奈良を観る～奈良公園を巡る～」展を開催した。さらに、市制120周年を控えたプレイベントとして奈良市の120年のあゆみを写真や昔のポスター・絵はがきなどで振り返る展覧会を開催した。

また、奈良市美術家協会と連携して「平成29年度市民実技講座・親と子のやさしいアート体験」、「第35回市民実技講座作品展」、「第36回奈良市美術家展」、「第36回市展なら」を開催した。

当年度下半期については、イトーヨーカドー奈良店の閉鎖に伴い、他の施設に会場を移して各種事業を開催した。

催事等の開催回数 17 回 参加人数 9,132 人

○奈良市北部会館市民文化ホール

地域の文化振興として、「トロンボーン・ジャズ・コンサート」、「ワンコイン映画上映会」、「高の原寄席、おやこ寄席」等を開催、文化サークル活動が活発な地域性を生かし、文化の拠点、健康増進、憩いの場づくりを目的に「高の原文化講座」を開講した。新たな試みとして異世代交流の場となる邦楽、武道体験講座を開講した。また、地域で活発に活動する団体、教育機関と連携した「平城ニュータウン地区文化祭」、「ニュータウンフェスタたかのはら2018」等を開催し、地域に賑わいを生み出した。このほか、子育て世代支援として親子・家族向けに「キッズスペシャルコンサート」、「おやこ体操教室」等を開催した。

催事等の開催回数 968 回 参加人数 24,243 人

○奈良市杉岡華邨書道美術館

書道に関連した分野をテーマに講演する「書道文化講座」、初心者でもすぐに生かせる「書道実技講座」、子ども向けの「筆書き体験コーナー」や学芸員による「作品解説会」を開催した。企画展覧会として、「東アジア文化都市2016奈良」に協賛し平成28年度秋に行った「中国書法から影響を受けた日本の漢字書家」展に続く「かな作家のさまざま」展を春季企画展として開催した。また、漢字の会派を紹介する「謙慎の書」シリーズの第4回展として「謙慎の書④上條信山の門流一書象会選抜展」を開催し、さらに館蔵品展として細字作品を集めた「華邨が書く細字の魅力」展、大字の屏風作品を集めた「大作に見る杉岡華邨の世界」展を開催した。

なお、他の施設との連携協力の一環として杉岡華邨とかな書作品を紹介する出張パネル展「パネルで見る 杉岡華邨が書く万葉のうた」を名勝大乘院庭園文化館にて開催し、奈良市杉岡華邨書道美術館の広報普及を行っている。

催事等の開催回数 12 回 参加人数 8,384 人

(2) スポーツ・武道振興事業

[指定管理施設]

管理施設の利用者数は以下のとおりであった。

※（ ）内は対前年度比

奈良市中央体育館等 6 施設 利用者数 3 6 8, 2 7 5 人 (0.1%)

奈良市中央体育館 (愛称：ならでんアリーナ)

奈良市中央第二体育館 (愛称：ならでん第二アリーナ)

奈良市中央武道場 (愛称：ならでん武道場)

奈良市中央第二武道場 (愛称：ならでん第二武道場)

奈良市弓道場 (愛称：ならでん弓道場)

奈良市鴻ノ池相撲場 (愛称：ならでん相撲場) 以上 6 施設

奈良市西部生涯スポーツセンター等 1 9 施設

利用者数 3 6 5, 1 4 1 人 (△4.8%)

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市西部生涯スポーツセンターコート

奈良市黒谷球技場

奈良市平城第一球技場

奈良市平城第二球技場

奈良市中ノ川球技場

奈良市奈良阪球技場

奈良市登美ヶ丘球技場

奈良市西部生涯スポーツセンター球技場

奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場

奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス 以上 1 9 施設

奈良市南部生涯スポーツセンター等 6 施設

利用者数 1 1 1, 4 1 9 人 (0.8%)

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市柏木コート

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市柏木球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター球技場

奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート 以上6施設

奈良市中央体育館等6施設では、利用者数が368,275人と昨年度をやや上回った。奈良市中央第二体育館で開催されているバスケットボールスクールについては、バンビシャス奈良と提携して以来3年、毎年度応募人数が増加している。また、奈良市中央第二武道場においても利用者数が増加した。

奈良市西部生涯スポーツセンター等19施設では、奈良市青山プールが7月15日から8月31日まで開館し、この期間を無休で開館したことや好天に恵まれ、当年度も利用者数が前年度同様9,000人を超えた。このほか、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プールにおいては、プールボイラーの更新作業により約2か月間プール使用不可となったことから利用者数が減少した。自主事業はプール使用不可期間があったにもかかわらず広報活動等を行ったことなどから約1,200人の増加となった。

奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設では、テニスコートが雨や地面の凍結で使用できない日が多かったが全体的には約900人増加した。

(事業内容)

体育、スポーツ及び武道の普及振興を図ることにより、健全な心身の維持及び発達並びに明るく豊かな生活の形成に寄与するための事業を実施した。

○奈良市中央体育館等6施設

体育施設では、奈良市体育協会に加盟している各種団体と連携して競技スポーツの教室や健康増進につながる事業を実施した。また、「Top Sports City 奈良」のパートナーチーム「バンビシャス奈良」と提携してバスケットボールスクール・チアダンススクールを開催した。武道施設では、剣道、柔道、槍術、なぎなた、弓道などの武道教室を各種武道関連団体との連携、協力のもとで開催した。武道教室生の練習の成果を発表する場として奈良市武道教室演武会を開催し、マスメディア等の媒体を活用して広く市民に活動内容を広報した。また、武道教室生が各種競技

会に参加することによって教室の活性化を図り、武道人口の裾野が広がるように事業展開を行った。

催事等の開催回数1,550回 参加人数43,188人

○奈良市西部生涯スポーツセンター等19施設

温水プールを活用した水泳教室や水中健康運動教室など施設の特性を生かした事業を展開した。水泳教室は、昨年度に引き続き奈良市の後援名義申請を行い、近隣の小学校、こども園にポスター・チラシを配布するなど広報活動を強化した。水曜日に開催した水泳教室は、市内小学校の下校時間が他の曜日よりも早く、子どもを習い事に通わせる保護者のニーズにマッチしたと考えられ、応募者数が伸びた。12月中旬から2月中旬までプールボイラー更新作業で、教室が開催できなかった期間があったため、開催回数は減少した。

催事等の開催回数1,090回 参加人数18,109人

○奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設

ミズノスポーツサービス株式会社等との共同体による施設管理を行うとともに、「奈良市バスケットボールスクール」や「奈良市サッカースクール」、「バドミントン教室」、「バドミントン大会」等スポーツに関わる自主事業を開催し、スポーツの振興を図った。

催事等の開催回数151回 参加人数2,795人

(3) まちづくり振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度比

奈良市ならまちセンター	入館者数	71,066人	(△12.6%)
奈良市音声館	入館者数	60,017人	(△2.3%)
なら工芸館	入館者数	47,007人	(△2.8%)
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入館者数	44,076人	(13.8%)
入江泰吉旧居	入館者数	5,923人	(△15.8%)
奈良市ならまち格子の家	入館者数	95,383人	(△5.0%)

入江泰吉記念奈良市写真美術館では、主催事業の「近畿高等学校総合文化祭 選考写真展」等により約5,000人の増加となった。

一方で、奈良市ならまちセンターでは、昨年度に引き続き、館内トイレの改修工事による各使用施設の使用休止等により約10,000人の減少となった。このほかの施設では、全体的に観光客（団体客）が減少傾向にあり、昨年度に比べて入館者数は約8,900人の減少となった。

（事業内容）

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域の文化振興・活性化のための事業及び広報啓発事業を実施した。

○ならまち振興事業部門

文化振興、地域活性化及び広報啓発を目的とした各事業として講座、展示会、「ならまちわらべうたフェスタ2017」、「伝統芸能鑑賞会」、ならまち散策マップ制作等を実施し、また、共催事業、協働事業、後援事業として株式会社奈良ホテルと名勝大乗院庭園文化館にて「ならまちお茶席」、奈良きもの日和実行委員会との「奈良きもの日和」、奈良大学との「ならまちナイトスクーリング」を開催した。

催事等の開催回数30回 参加人数20,360人

○奈良市ならまちセンター

奈良出身の出演者を起用した「ならまちコンサート」、「ならまち篝火コンサート」、「ならまち落語会」や奈良市と姉妹都市であるフランスのベルサイユ市との国際交流コンサート「ベルサイユ・ジャン・フィリップ・ラモー少年少女合唱団」、連携事業として劇団高円との「劇団高円定期公演」等、地域・NPO法人宙塾との「子どもおん祭」等の13事業を開催した。また、奈良町にぎわいの家と共同で開催した「奈良町ファンタジー」と奈良町落語館との共催による「奈良町落語ふえすていばる」等のほか、「ならまち文化フェスティバル」を開催した。

催事等の開催回数65回 参加人数12,041人

○奈良市音声館

奈良で唄われてきた“わらべうた”を後世に伝える「ならまちわらべうた教室」、子どもに伝統文化や音楽を学ぶ場として、「子どもお茶教室」、「子ども邦楽教室～箏・三味線・尺八～」を通年で開催した。また、当年度は世代を超えて音楽を楽しむ大人と子どもを対象とした「コーラス教室」の10周年記念公演を開催した。また、奈良の民話普及事業として劇団「良弁杉」の活動を行い、民話を題材にした創作

ミュージカルや大型紙芝居の定期公演に加え、「国立文楽劇場（大阪）」や「ならまち格子の家」等、各所から依頼を受け出張公演を行った。また、アウトリーチ活動として大型紙芝居の幼稚園・小学校へ出張公演を行った。わらべうた普及事業においても幼稚園及び保育園等へのアウトリーチ活動として「出張わらべうた教室」を開催した。このほか、毎月定例の「エントランスコンサート」や一般市民が出演・出展する「やわらぎコンサート」、「音声館ギャラリー」を開催した。

催事等の開催回数438回 参加人数16,763人

○なら工芸館

工芸制作教室（10種目・11教室）を通年で開催した。また、伝統工芸後継者育成制度による3名の研修生が、工房主の下での研修及び当館において制作実演を行った。

奈良工芸フェスティバルでは、各種工芸体験や制作実演等を開催した。そのほか、子どもを対象にした工芸教室も開催した。また、奈良筆や奈良団扇等の「一日体験工芸教室」を開催した。

常設展示室の作品展示では、「日本伝統工芸近畿展 I N 奈良 2017」、奈良工芸フェスティバル開催期間中に「奈良伝統工芸展」、第五回奈良大茶会「珠光茶会」の開催に合わせて「古赤膚焼展」を開催した。

催事等の開催回数304回 参加人数30,171人

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

展示事業では、チェルノブイリ原発事故や人々の暮らしに密着した社会派ドキュメンタリー作品を数多く手がける写真家の本橋成一氏を招聘した「本橋成一 在り処」展や奈良をテーマにリレー形式で三好和義展、秋山亮二展、百々武展を開催した「奈良を視るシリーズ」などを通じて、入江作品のみならず、多分野の写真芸術を鑑賞できる写真美術館として積極的に企画展を開催した。また、共催事業として美夫君志会と中京大学にて出張展「入江泰吉万葉写真展」を開催した。

さらに、協力事業として奈良市きたまち転害門観光案内所にて出張展「奈良今昔写真展」、名勝大乘院庭園文化館にて出張展「入江泰吉写真展」、青山学院大学同窓祭にて「入江泰吉大和路巡礼展」を開催し、入江泰吉記念奈良市写真美術館の広報普及を行っている。

催事等の開催回数88回 参加人数50,758人

○入江泰吉旧居

開館3年目となり、本年度は入江の没後25年の節目を迎え、没後25年シンポジウム「入江泰吉の日本の美 大和の美」を開催するとともに、来訪者に入江泰吉の人となりを紹介する講座「入江泰吉を語り継ぐ」、「さんぽみち」、「入江泰吉の眼を歩く」などを開催し、併せて奈良の魅力を伝える講座「伝統行事と入江泰吉」と題して東大寺修二会や唐招提寺、薬師寺の伝統行事の奥深さを紹介した。また、写真文化普及の一環として、カメラの原理と仕組み、そして暗室体験できるピンホールカメラ教室を開催した。その他、「お抹茶でひとやすみ」、「アトリエ開放」のイベント開催、「特別展示 武者小路実篤の書簡」を展示した。

催事等の開催回数49回 参加人数1,181人

○奈良市ならまち格子の家

来訪者に対する案内業務（受付やならまち観光の見所紹介）、「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、その他パネル展等を開催した。「奈良の民話を楽しもう」を年7回、このほか4月・5月に「写真で見るならまち奈良公園写真展」、7月に「いけばな展」、10月に「伎芸の器展」、「カメラ女子写真展」、10月・11月に「野迫川村フォトコンテスト」を開催した。

催事等の開催回数54回 参加人数19,966人

(4) 勤労者福祉サービス事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数は以下のとおりであった。 ※（ ）内は対前年度比

奈良市勤労者総合福祉センター 入館者数 58,632人 (2.8%)

奈良市勤労者総合福祉センターでは、多目的ホール等の施設利用状況は前年度とほぼ同様で入館者数に大きな増減はなかった。

(事業内容)

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を実施した。

○奈良市勤労者総合福祉センター

パソコン教室や生涯スポーツとしての社交ダンス講座やヨガ教室のほか、各種教室を開催した。

催事等の開催回数 98回 参加人数 8,099人

○勤労者福祉サービスセンター事業部門

企業内福祉をサポートする役目を担い、勤労者の福利厚生の実現に役立つ事業を実施した。具体的には、市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに加入の促進を図った。また、福利厚生事業として会員及びその家族を対象に、日帰りバスツアーや施設割引利用、会員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康維持・健康増進及び文化各種教室の受講費補助を行う健康管理事業並びに貸付幹旋事業を実施した。

催事等の開催回数 18回 参加人数 1,324人

本施設における各事業に対する利用者数

施設利用事業	延べ人数 22,373人
健康管理事業	延べ人数 3,525人
給付事業	974人

(5) 都祁地域振興事業

[指定管理施設]

管理施設の入館者数又は利用者数は以下のとおりであった。 ※ () 内は対前年度比

奈良市都祁交流センター	入館者数	19,694人	(△3.7%)
奈良市都祁体育館	利用者数	10,059人	(11.5%)
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	利用者数	2,580人	(20.7%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	利用者数	14,515人	(65.2%)
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	利用者数	440人	(2.3%)
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	利用者数	196人	(168.5%)

奈良市都祁交流センターでは、自主事業の減少や図書室利用者の減により約800人の減少となった。

一方、奈良市都祁体育館では、一般のフットサル、バスケットボールや子どもバレー

ボールの利用者の増により約1,000人増加となった。

また、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設では、球技場の利用者が大幅に増えたことにより約6,300人増加となった。

(事業内容)

都祁地域において、市民の文化芸術の振興及び市東部地域住民との交流促進に努め、生涯スポーツ宣言地域として各種団体等による幅広い施設利用を推進し、市東部地域の発展に寄与するための事業を実施した。

地域間・世代間交流事業として元保育士や園児をもつ現役の母親、ボランティアによって構成された「おはなしの会」による月1回のおはなし会を開催した。奈良市都祁交流センターは図書室を併設しているため、絵本の紹介や、紙芝居の鑑賞等読書の魅力も同時に発信できる事業となっている。

また、奈良市には映画館がなく、特に高齢者の方々に映画をもっと身近なところで気軽に鑑賞できるよう平成28年度に引き続き「都祁映画祭」を6月・8月・2月に開催した。

音楽の里づくり事業では、プロジャズ奏者2名によるワークショップとして就学児や園児とその家族を対象に色々な楽器の演奏体験や一緒に舞台上で合唱する体験も取り入れた「Xmasファミリーミニコンサート」を開催した。

催事等の開催回数18回 参加人数706人

貸 借 対 照 表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	336,715,832	277,549,490	59,166,342	
現金	5,562,187	5,964,876	△ 402,689	
普通預金	236,153,645	201,584,614	34,569,031	
定期預金	95,000,000	70,000,000	25,000,000	
未収金	6,912,075	11,375,212	△ 4,463,137	
前払金	2,349,920	2,820,814	△ 470,894	
商品	3,446,225	3,820,962	△ 374,737	
貯蔵品	139,230	132,317	6,913	
流動資産合計	349,563,282	295,698,795	53,864,487	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	
基本財産合計	50,000,000	50,000,000	0	
(2) 特定資産				
減価償却引当預金	2,827,612	2,827,612	0	
書道芸術振興積立金	37,912,333	37,220,798	691,535	
永年在会給付事業積立預金	14,544,742	16,864,742	△ 2,320,000	
運営基金積立準備預金	7,395,291	7,187,291	208,000	
共済事業引当預金	2,291,543	2,799,363	△ 507,820	
記念事業費積立預金	8,089,263	8,089,263	0	
特定資産合計	73,060,784	74,989,069	△ 1,928,285	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	2	2	0	
什器備品	2	2	0	
預託金	7,590	7,590	0	
その他固定資産合計	7,594	7,594	0	
固定資産合計	123,068,378	124,996,663	△ 1,928,285	
資産合計	472,631,660	420,695,458	51,936,202	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	160,974,782	137,752,878	23,221,904	
前受金	10,968,240	8,048,350	2,919,890	
預り金	20,651,874	21,878,334	△ 1,226,460	
流動負債合計	192,594,896	167,679,562	24,915,334	
負債合計	192,594,896	167,679,562	24,915,334	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産合計	86,003,617	86,003,617	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,003,617)	(36,003,617)	(0)	
2. 一般正味財産	194,033,147	167,012,279	27,020,868	
(うち特定資産への充当額)	(37,057,167)	(38,985,452)	(△ 1,928,285)	
正味財産合計	280,036,764	253,015,896	27,020,868	
負債及び正味財産合計	472,631,660	420,695,458	51,936,202	

収 支 計 算 書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	29,000	24,530	4,470	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	8,000	3,864	4,136	
③ 受取入会金				
受取入会金	208,000	175,500	32,500	
④ 受取会費				
受取会費	40,048,000	39,313,200	734,800	
⑤ 事業収益				
入場料収益	34,512,000	29,924,518	4,587,482	
観覧料収益	456,000	360,300	95,700	
共催金収益	595,000	0	595,000	
受講料収益	87,753,000	77,801,050	9,951,950	
出品料収益	1,200,000	585,000	615,000	
協賛金収益	500,000	500,000	0	
参加費収益	1,286,000	1,264,100	21,900	
普及事業収益	485,000	396,500	88,500	
小売業収益	4,995,000	3,984,809	1,010,191	
受取手数料	4,645,000	5,110,906	△ 465,906	
事業受託収益	500,000	1,848,307	△ 1,348,307	
共催事業管理収益	9,968,000	13,335,270	△ 3,367,270	
その他収益	974,000	681,713	292,287	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,294,608,000	1,221,680,440	72,927,560	
受取地方公共団体補助金	122,536,000	117,256,323	5,279,677	
受取国庫助成金	2,550,000	2,600,000	△ 50,000	
受取民間助成金	0	100,000	△ 100,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	36,455,000	29,985,100	6,469,900	
⑧ 雑収益				
受取利息	78,000	46,430	31,570	
雑収益	1,405,000	2,837,627	△ 1,432,627	
運営協力金等収益	3,000,000	2,811,985	188,015	
経常収益計	1,648,794,000	1,552,627,472	96,166,528	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	541,530,000	530,362,191	11,167,809	
臨時雇賃金	44,036,000	37,186,146	6,849,854	
福利厚生費	102,862,000	99,707,843	3,154,157	
旅費交通費	2,443,000	1,257,760	1,185,240	
通信運搬費	11,008,000	8,733,638	2,274,362	
消耗什器備品費	1,493,000	1,139,200	353,800	
消耗品費	32,082,000	20,803,841	11,278,159	
修繕費	33,812,000	32,966,323	845,677	
印刷製本費	15,511,000	12,886,284	2,624,716	
燃料費	2,563,000	2,300,088	262,912	
光熱水料費	250,739,000	213,369,567	37,369,433	
賃借料	36,250,000	33,350,703	2,899,297	
保険料	8,056,000	6,591,193	1,464,807	
諸謝金	52,916,000	44,678,056	8,237,944	
租税公課	54,569,000	50,717,767	3,851,233	
支払負担金	3,993,000	3,833,712	159,288	
支払助成金	68,936,000	57,837,443	11,098,557	
委託費	311,362,000	293,028,668	18,333,332	
会議費	84,000	34,024	49,976	
支払手数料	7,565,000	5,985,763	1,579,237	
広告宣伝費	3,532,000	2,688,000	844,000	
仕入	1,864,000	1,546,282	317,718	
原材料費	1,000,000	996,113	3,887	
医薬材料費	1,357,000	1,030,860	326,140	
雑費	257,000	90,657	166,343	
② 管理費				
役員報酬	6,255,000	6,131,000	124,000	
給料手当	34,391,000	33,878,264	512,736	
福利厚生費	7,236,000	7,103,358	132,642	
研修費	203,000	190,325	12,675	
旅費交通費	32,000	9,390	22,610	
通信運搬費	329,000	251,940	77,060	
消耗什器備品費	975,000	371,440	603,560	
消耗品費	591,000	527,621	63,379	
修繕費	50,000	0	50,000	
燃料費	46,000	29,385	16,615	
賃借料	3,683,000	3,612,639	70,361	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
保険料	5,000	3,200	1,800	
諸謝金	775,000	360,000	415,000	
租税公課	175,000	30,203	144,797	
支払負担金	126,000	124,483	1,517	
委託費	3,171,000	2,750,000	421,000	
支払手数料	183,000	127,134	55,866	
経常費用計	1,648,046,000	1,518,622,504	129,423,496	
評価損益等調整前当期経常増減額	748,000	34,004,968	△ 33,256,968	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	748,000	34,004,968	△ 33,256,968	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	748,000	34,004,968	△ 33,256,968	
法人税、住民税及び事業税	0	6,984,100	△ 6,984,100	
当期一般正味財産増減額	748,000	27,020,868	△ 26,272,868	
一般正味財産期首残高	167,013,000	167,012,279	721	
一般正味財産期末残高	167,761,000	194,033,147	△ 26,272,147	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004,000	86,003,617	383	
指定正味財産期末残高	86,004,000	86,003,617	383	
III 正味財産期末残高	253,765,000	280,036,764	△ 26,271,764	

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息	24,530	29,000	△ 4,470	
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息	3,864	5,924	△ 2,060	
③ 受取入会金				
受取入会金	175,500	198,000	△ 22,500	
④ 受取会費				
受取会費	39,313,200	39,619,700	△ 306,500	
⑤ 事業収益				
入場料収益	29,924,518	30,688,930	△ 764,412	
観覧料収益	360,300	160,200	200,100	
受講料収益	77,801,050	77,633,760	167,290	
出品料収益	585,000	768,000	△ 183,000	
協賛金収益	500,000	500,000	0	
参加費収益	1,264,100	1,616,500	△ 352,400	
普及事業収益	396,500	246,250	150,250	
小売業収益	3,984,809	3,848,209	136,600	
受取手数料	5,110,906	3,166,731	1,944,175	
事業受託収益	1,848,307	10,700,000	△ 8,851,693	
共催事業管理収益	13,335,270	5,876,100	7,459,170	
その他収益	681,713	876,786	△ 195,073	
⑥ 受取補助金等				
受取指定管理料	1,221,680,440	1,191,029,542	30,650,898	
受取地方公共団体補助金	117,256,323	129,788,240	△ 12,531,917	
事業受託収益	0	3,038,266	△ 3,038,266	
受取国庫助成金	2,600,000	3,198,430	△ 598,430	
受取民間助成金	100,000	1,500,000	△ 1,400,000	
⑦ 受取負担金				
受取負担金	29,985,100	35,949,410	△ 5,964,310	
⑧ 受取寄付金				
受取寄付金	0	28,000	△ 28,000	
⑨ 雑収益				
受取利息	46,430	5,799	40,631	
雑収益	2,837,627	1,567,893	1,269,734	
運営協力金等収益	2,811,985	3,053,446	△ 241,461	
経常収益計	1,552,627,472	1,545,093,116	7,534,356	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費				
給料手当	530,362,191	507,962,438	22,399,753	
臨時雇賃金	37,186,146	39,204,750	△ 2,018,604	
福利厚生費	99,707,843	97,635,522	2,072,321	
旅費交通費	1,257,760	1,359,085	△ 101,325	
通信運搬費	8,733,638	8,391,266	342,372	
減価償却費	0	32,857	△ 32,857	
消耗什器備品費	1,139,200	925,584	213,616	
消耗品費	20,803,841	22,070,366	△ 1,266,525	
修繕費	32,966,323	19,167,690	13,798,633	
印刷製本費	12,886,284	13,208,774	△ 322,490	
燃料費	2,300,088	2,043,102	256,986	
光熱水料費	213,369,567	237,666,319	△ 24,296,752	
賃借料	33,350,703	30,182,840	3,167,863	
保険料	6,591,193	6,987,339	△ 396,146	
諸謝金	44,678,056	49,240,379	△ 4,562,323	
租税公課	50,717,767	48,000,516	2,717,251	
支払負担金	3,833,712	3,849,296	△ 15,584	
支払助成金	57,837,443	64,872,310	△ 7,034,867	
委託費	293,028,668	295,737,956	△ 2,709,288	
会議費	34,024	53,566	△ 19,542	
支払手数料	5,985,763	6,117,836	△ 132,073	
広告宣伝費	2,688,000	1,862,759	825,241	
仕入	1,546,282	1,347,798	198,484	
原材料費	996,113	1,118,247	△ 122,134	
医薬材料費	1,030,860	1,326,807	△ 295,947	
雑費	90,657	122,117	△ 31,460	
② 管理費				
役員報酬	6,131,000	7,140,140	△ 1,009,140	
給料手当	33,878,264	42,661,963	△ 8,783,699	
福利厚生費	7,103,358	8,188,135	△ 1,084,777	
研修費	190,325	0	190,325	
旅費交通費	9,390	18,720	△ 9,330	
通信運搬費	251,940	323,394	△ 71,454	
消耗什器備品費	371,440	0	371,440	
消耗品費	527,621	434,593	93,028	
修繕費	0	3,623	△ 3,623	
燃料費	29,385	28,000	1,385	
賃借料	3,612,639	3,648,740	△ 36,101	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
保険料	3,200	3,200	0	
諸謝金	360,000	360,000	0	
租税公課	30,203	18,684	11,519	
支払負担金	124,483	233,356	△ 108,873	
委託費	2,750,000	1,263,600	1,486,400	
支払手数料	127,134	152,696	△ 25,562	
経常費用計	1,518,622,504	1,524,966,363	△ 6,343,859	
評価損益等調整前当期経常増減額	34,004,968	20,126,753	13,878,215	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	34,004,968	20,126,753	13,878,215	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	34,004,968	20,126,753	13,878,215	
法人税、住民税及び事業税	6,984,100	132,400	6,851,700	
当期一般正味財産増減額	27,020,868	19,994,353	7,026,515	
一般正味財産期首残高	167,012,279	147,017,926	19,994,353	
一般正味財産期末残高	194,033,147	167,012,279	27,020,868	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,003,617	86,003,617	0	
指定正味財産期末残高	86,003,617	86,003,617	0	
III 正味財産期末残高	280,036,764	253,015,896	27,020,868	

財 産 目 録

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科	目	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
	現金預金	336,715,832
	現金	5,562,187
	普通預金	236,153,645
	南都銀行	228,015,294
	ゆうちょ銀行	5,431,457
	近畿労働金庫	2,706,894
	定期預金	95,000,000
	奈良信用金庫	70,000,000
	大和信用金庫	25,000,000
	未収金	6,912,075
	前払金	2,349,920
	商品	3,446,225
	貯蔵品	139,230
流動資産合計		349,563,282
2. 固定資産		
基本財産		
	定期預金	50,000,000
	南都銀行	10,000,000
	近畿労働金庫	10,000,000
	奈良県農協	10,000,000
	奈良信用金庫	10,000,000
	大和信用金庫	10,000,000
特定資産		
	減価償却引当預金	2,827,612
	書道芸術振興積立金	37,912,333
	永年在会給付事業積立預金	14,544,742
	運営基金積立準備預金	7,395,291
	共済事業引当預金	2,291,543
	記念事業費積立預金	8,089,263
その他固定資産		
	車両運搬具	2
	什器備品	2
	預託金	7,590
固定資産合計		123,068,378
資産合計		472,631,660
II 負債の部		
1. 流動負債		
	未払金	160,974,782
	前受金	10,968,240
	預り金	20,651,874
流動負債合計		192,594,896
負債合計		192,594,896
正味財産		280,036,764

役員

(平成30年3月31日現在)

理事（理事長）	津	山	恭	之	（非常勤）
理事（副理事長）	染	谷	禎	章	（非常勤）
理事（業務執行理事）	田	村	隆	嗣	（常 勤）
理 事	丸	山	善	弘	（常 勤）
理 事	金	春	康	之	（非常勤）
理 事	松	山		隆	（非常勤）
理 事	佐	伯	加	代 子	（非常勤）
理 事	向	井	良	子	（非常勤）
理 事	末	廣		隆	（非常勤）
理 事	新	司	正	人	（非常勤）
理 事	森	本	哲	次	（非常勤）
理 事	澤	野 井		保	（非常勤）
理 事	梅	森	義	弘	（非常勤）
監 事	岡	本	善	英	（非常勤）
監 事	神	田	久	美	（非常勤）

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成30年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成30年5月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 平成30年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ547,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,041千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 諸 収 入		千円 11,100	千円 547,941	千円 559,041
	1. 雑 入	11,100	547,941	559,041
歳 入 合 計		11,100	547,941	559,041

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰 上 充 用 金		千円 －	千円 547,941	千円 547,941
	1. 繰 上 充 用 金	－	547,941	547,941
歳 出 合 計		11,100	547,941	559,041

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成30年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算（第1号）

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成30年5月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 平成30年度奈良市針テラス事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市針テラス事業 特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市の針テラス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61,906千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,906千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 90,000	千円 61,906	千円 151,906
	1. 使 用 料	90,000	61,906	151,906
歳 入 合 計		90,000	61,906	151,906

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰 上 充 用 金		千円 －	千円 61,906	千円 61,906
	1. 繰 上 充 用 金	－	61,906	61,906
歳 出 合 計		90,000	61,906	151,906

1. 住宅新築資金等貸付金特別会計
 (1) 住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(単位：千円)

款		補正前の額	補正額	計
1	諸収入	11,100	547,941	559,041
歳 入 合 計		11,100	547,941	559,041

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			—	
				国県支出金	地方債	その他		
3 繰上充用金	—	547,941	547,941			547,941		—
歳 出 合 計	11,100	547,941	559,041			547,941		—

2. 歳入

第1款 諸収入

第1項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 回収管理組合返戻金	11,100	547,941	559,041	1 元利金返戻金	547,941	滞納繰越分
計	11,100	547,941	559,041			

住宅新築資金等貸付金特別会計

3. 歳出

第3款 繰上充用金

第1項 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 繰上充用金	—	547,941	547,941	特定財源 (内訳) 諸収入 547,941	22 補償補填及び 賠償金	547,941	住宅新築資金等貸付金繰上充用金
計	—	547,941	547,941	特定財源 一般財源			

住宅新築資金等貸付金特別会計

2. 針テラス事業特別会計
(1) 針テラス事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	90,000	61,906	151,906
歳 入 合 計	90,000	61,906	151,906

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 繰上充用金	—	61,906	61,906			61,906	—
歳 出 合 計	90,000	61,906	151,906			61,906	—

2. 歳入

第1款 使用料及び手数料

第1項 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 針テラス使用料	90,000	61,906	151,906	1 針テラス使用料	61,906	針テラス事業用地使用料	
計	90,000	61,906	151,906				

針テラス事業特別会計

3. 歳出
第3款 繰上充用金

第1項 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 繰上充用金	—	61,906	61,906	特定財源 (内訳) 使用料及び手数料 61,906	22 補償補填及び 賠償金	61,906	針デラズ事業繰上充用金
計	—	61,906	61,906	特定財源 一般財源			

針デラズ事業特別会計

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年1月15日午後0時25分頃、奈良市五条一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 191,299円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年4月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年1月12日午後2時56分頃、奈良市西大寺国見町一丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積場の屋根を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 151,200円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年11月15日午前11時頃、奈良市中登美ヶ丘四丁目地内において、市道を歩いていた相手方が舗装ブロックの段差により転倒し負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 3,300円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年11月24日午後6時頃、奈良市中登美ヶ丘二丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 13,792円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年4月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年2月12日午前7時58分頃、奈良市朱雀一丁目地内において発生した、本市の救急自動車と相手方の普通自動車が接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 705,920円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年5月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年2月28日午前8時55分頃、鳥見第3号街区公園内において、相手方が側溝の上蓋に足をのせた際、上蓋がはずれたことにより転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 8,510円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年5月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年2月16日午前9時頃、奈良市大宮町一丁目地内において発生した、本市の公用車がマンションのごみ集積場の壁を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 66,960円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年5月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年2月7日午前8時21分頃、奈良市大宮町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 110,740円

市長専決処分の報告及び承認を
求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市税条例の一部改正について

市 長 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成30年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 奈良市税条例の一部改正について

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第60条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「法附則第15条第2項第7号」を「法附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同条第10項中「法附則第15条の8第4項」を「法附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第9項とする。

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2中「（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成

３０年度から平成３２年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第１９条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成３０年３月３１日」を「平成３３年３月３１日」に改める。

附則第２９条の前の見出し及び同条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項及び第３項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第４項及び第５項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第２９条の２中「（平成２７年法律第２号）附則第１８条第１項」を「（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項」に、「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第３０条（見出しを含む。）中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改める。

附則第３２条第１項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に改め、同条第２項中「平成２７年度から平成２９年度まで」を「平成３０年度から平成３２年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第３５条中「第１７項」の次に「、第１８項、第２０項」を加える。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２９年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号。以下「改正法」という。）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「旧法」という。）附則第１５条第２項第１号から第３号まで及び第７号に掲げる施設又は設備に対して課する固定

資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に掲げる施設又は設備に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第4項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される新法附則第15条第8項に規定する施設に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成30年度奈良市一般会計
補正予算（第1号）

平成30年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,547,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		千円 23,508,640	千円 6,300	千円 23,514,940
	2. 国 庫 補 助 金	1,293,764	2,300	1,296,064
	3. 国 庫 委 託 金	156,227	4,000	160,227
20. 繰 越 金		－	11,700	11,700
	1. 繰 越 金	－	11,700	11,700
21. 諸 収 入		3,291,913	2,700	3,294,613
	4. 雑 入	1,951,523	2,700	1,954,223
歳 入 合 計		130,526,400	20,700	130,547,100

(註) 「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 14,220,133	千円 12,700	千円 14,232,833
	1. 総 務 管 理 費	10,563,369	2,700	10,566,069
	2. 企 画 費	1,539,701	10,000	1,549,701
3. 民 生 費		58,698,522	4,000	58,702,522
	3. 生 活 保 護 費	13,153,553	4,000	13,157,553
10. 消 防 費		3,970,159	4,000	3,974,159
	1. 消 防 費	3,970,159	4,000	3,974,159
歳 出 合 計		130,526,400	20,700	130,547,100

1. 一般会計
(1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第 1 号)

1. 総括

(歳 入)		(単位：千円)		
款	補正前の額	補正額	計	
15 国庫支出金	23,508,640	6,300	23,514,940	
20 繰越金	—	11,700	11,700	
21 諸収入	3,291,913	2,700	3,294,613	
歳 入 合 計	130,526,400	20,700	130,547,100	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				国県支出金	特 定 財 源			一 般 財 源
					地 方 債	そ の 他		
2 総務費	14,220,133	12,700	14,232,833				2,700	10,000
3 民生費	58,698,522	4,000	58,702,522	2,300				1,700
10 消防費	3,970,159	4,000	3,974,159	4,000				—
歳 出 合 計	130,526,400	20,700	130,547,100	6,300			2,700	11,700
				一般財源内訳				
				繰越金				
				11,700				

2. 歳入

第15款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	891,299	2,300	893,599	11 生活保護総務費補助金	2,300	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	
計	1,293,764	2,300	1,296,064				

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5 消防費国庫委託金	—	4,000	4,000	1 常備消防費委託金	4,000	消防広域連携モデル事業費委託金	
計	156,227	4,000	160,227				

第15款 国庫支出金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	—	11,700	11,700	1 繰越金	11,700	歳計剰余繰越金
計	—	11,700	11,700			

第20款 繰越金

第21款 諸収入

第4項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 雑入	1,951,405	2,700	1,954,105	2 総務費雑入	2,700	自治総合センターコミュニティ助成金
計	1,951,523	2,700	1,954,223			

第21款 諸収入

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
8 自治振興及び出張所並びに連絡所費	284,953	2,700	287,653	特定財源 (内訳) 諸収入 2,700	19 負担金補助及び交付金	2,700	自治会等活動推進経費
計	10,563,369	2,700	10,566,069	特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 文化振興費	1,018,587	10,000	1,028,587	一般財源 10,000	19 負担金補助及 び交付金	10,000	文化振興補助経費
計	1,539,701	10,000	1,549,701	特定財源 一般財源 0 10,000			

第2款 総務費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 生活保護総務費	561,553	4,000	565,553	特定財源 (内訳) 国庫支出金 2,300 一般財源 1,700	13 委託料	4,000	セーフティネット支援対策等事業経費
計	13,153,553	4,000	13,157,553	特定財源 一般財源 2,300 1,700			

第3款 民生費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 常備消防費	3,646,569	4,000	3,650,569	特定財源 (内訳) 国庫支出金	9 旅費	186	常備消防事務経費
					11 需用費	300	
					12 役務費	10	
					13 委託料	3,500	
					14 使用料及び賃借料	4	
計	3,970,159	4,000	3,974,159	特定財源 一般財源			

第10款 消防費

一般会計款別性質別経費総括表

(単位:千円)

款 性質区分	総務	民生	消費	防衛	合計
	費	費	費	費	費
物件費		4,000	4,000	4,000	8,000
補助費等	12,700				12,700
計	12,700	4,000	4,000	4,000	20,700

物件費の内訳表

附表 1

(単位:千円)

節 会計及び款	旅 費	需用費	細 節		役 務 費	細 節 通信運搬費	委 託 料	使 用 料 及 借 料	計
			消耗品費	印刷製本費					
民 生 費							4,000		4,000
消 防 費	186	300	192	108	10	10	3,500	4	4,000
一 般 会 計 合 計	186	300	192	108	10	10	7,500	4	8,000

その他経費の内訳表

附表 2

(単位:千円)

節 会計及び款	負担金 補助及び 交付金	計
総 務 費	12,700	12,700
一 般 会 計 合 計	12,700	12,700

奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成 30 年 6 月 11 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会の項及び奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会の項を削り、同部に次のように加える。

奈良市市民共同発電 所事業者選定委員会	市民共同発電所事業の事業者の選定に関する事務
奈良市いじめ問題再 調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号） 第 30 条第 2 項に規定する同法第 28 条第 1 項の規 定による調査の結果についての調査審議に関する事 務

別表教育委員会の部奈良市いじめ防止基本方針策定委員会の項中「（平成 25 年法律第 71 号）」を削り、同部に次のように加える。

奈良市いじめ対策検 討委員会	いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の規定による いじめの防止等のための実効的な対策についての調 査審議に関する事務
奈良市いじめ調査委 員会	いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による 重大事態に係る事実関係についての調査審議に関す る事務
奈良市学校結核対策 委員会	市立学校において実施する結核対策についての調査 審議に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市民共同発電所事業の事業者の選定に関する事務を担当する奈良市市民共同発電所事業者選定委員会、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等のための実効的な対策についての調査審議を行う奈良市いじめ対策検討委員会等を設置するほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市いじめ防止連絡協議会条例の制定について

奈良市いじめ防止連絡協議会条例を次のように制定しようとする。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市いじめ防止連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、奈良市いじめ防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項を協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校（法第2条第2項に規定する学校をいう。）の教員
- (2) 奈良県が設置する児童相談所の職員
- (3) 弁護士
- (4) 医師
- (5) 奈良県警察の警察官
- (6) 保護者組織を構成する者
- (7) 学識経験者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、原則として年1回これを招集する。

3 前項に定めるもののほか、会長は、必要に応じ臨時に会議を招集することができる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、関係機関の連携を図り、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項を協議する奈良市いじめ防止連絡協議会を設置しようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第138の5項の次に次のように加える。

138 の6	汚染土壌処理 業譲渡及び譲 受承認申請手 数料	土壌汚染対策法第27条の2第1 項の規定に基づく汚染土壌処理業 の譲渡及び譲受の承認の申請に対 する審査	1件につき 130,000円
138 の7	汚染土壌処理 業者である法 人の合併又は 分割承認申請 手数料	土壌汚染対策法第27条の3第1 項の規定に基づく汚染土壌処理業 者である法人の合併又は分割の承 認の申請に対する審査	1件につき 130,000円
138 の8	汚染土壌処理 業相続承認申 請手数料	土壌汚染対策法第27条の4第1 項の規定に基づく汚染土壌処理業 の相続の承認の申請に対する審査	1件につき 130,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡等の承認申請手数料を新設しようとするものである。

奈良市税条例等の一部改正について

奈良市税条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第45条第3項」を「第45条第5項」に、「第47条の3」を「第47条の3第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第13条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第45条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第14条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第17条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第21条中「、所得割」を「、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割」に改める。

第24条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第28条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同

条第5項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第44条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第44条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第44条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第45条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第47条の3第2項」を「第47条の3第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第45条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告

書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第47条の3第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条の3第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第46条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第47条の3に次の2項を加える。

5 第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条の3第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第46条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第80条の2第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の4第1項」に、「第5条第1項（同条第4項）」を「第5条第2項（同条第5項）」に、「第43条の2第1項又は第68条の17第1項」を「第44条第1項又は第68条の19第1項」に改める。

第101条を第101条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第101条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第102条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第102条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第103条第1項中「第101条第1項」を「第101条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第107条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1項ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同項の表第1項イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第101条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第101条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算す

る場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第103条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第103条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第104条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第105条第3項中「第101条」を「第101条の2」に改める。

第107条第1項中「第101条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

第150条中「第32条の7、第32条の8若しくは第39条第7項」を「第33条」に改める。

第158条第1項中「第701条の61第5項又は第701条の62第4項」を「第701条の61第6項又は第701条の62第5項」に改める。

第163条第2項中「第15条の9」を「第15条の10」に改める。

附則第3条の2第1項中「第45条第3項」を「第45条第5項」に改め、同条第2項中「第47条の3」を「第47条の3第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第47条の3に」を「第47条の3第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第10条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とする。

附則第26条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第35条中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第103条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第9項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第28条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第35条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」

を「第47項」に改める。

第3条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第103条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第104条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第103条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第104条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第102条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第103条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「奈良市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第101条第1項」を「奈良市税条例第101条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に

改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

(奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中奈良市税条例附則第21条の次に4条を加える改正規定を次のように改める。

附則第21条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)

第21条の2 市長は、当分の間、第88条の3の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第21条の2の2 市長は、当分の間、第88条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第21条の3 第88条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第21条の4 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第21条の5 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例第101条を第101条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第102条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第103条から第105条まで及び第107条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中奈良市税条例第14条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第28条第1項の改正規定並びに同条例附則第26条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中奈良市税条例第103条第3項の改正規定及び第7条の規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中奈良市税条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中奈良市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第21条及び第24条の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中奈良市税条例附則第10条の2の改正規定 この条例の公布の日又は生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日のいずれか遅い日
- (11) 第1条中附則第35条の改正規定 この条例の公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の奈良市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第47条の3第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させ

る事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成27年奈良市条例第37号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第101条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係

る税金を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）
第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。

- ４ 第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、
３０年新条例第１０条、第１０７条第４項及び第５項、第１０９条の２並びに第１１０
条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３０年新条例の規定中
同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１０条	第１０７条第１項若しくは第２項、	奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年奈良市条例第 号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第６条第３項、
第１０条第２号	第１０７条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第６条第２項
第１０条第３号	第８８条の７第１項の申告書、第１０７条第１項若しくは第２項の申告書、第１３５条第１項の申告書又は第１５４条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第６条第３項の納期限
第１０７条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２４号）別記第２号様式
第１０７条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第６条第３項
第１０９条の２第１項	第１０７条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第６条第２項
	当該各項	同項
第１１０条第２項	第１０７条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第６条第３項

- ５ ３０年新条例第１０８条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、

市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第88条の7第1項の申告書、第107条第1項」とあるのは、「第107条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第

2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の奈良市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第107条第1項若しくは第2項、	奈良市税条例等の一部を改正する条例(平成30年奈良市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第9条第3項、
第10条第2号	第107条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第107条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第107条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第109条の2第1項	第107条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項

第 1 1 0 条第 2 項	第 1 0 7 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 9 条第 3 項
----------------	-----------------------	---------------------------

5 32年新条例第108条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の奈良市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第107条第1項若しくは第2項、	奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第10条第2号	第107条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第107条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第107条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第109条の2第1項	第107条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第110条第2項	第107条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第108条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(都市計画税に関する経過措置)

第12条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正等に伴い、中小企業の設備投資の促進に向けた固定資産税の特例措置を創設するほか、市たばこ税の税率の段階的引上げ等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

(災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 災害派遣手当等の支給に関する条例（平成8年奈良市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(奈良市退職年金等二関スル条例の一部改正)

第3条 奈良市退職年金等二関スル条例（昭和6年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項第2号中「明治40年法律第40号」を「明治40年法律第45号」に改める。

(奈良市教育職員の退職年金等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市教育職員の退職年金等に関する条例（昭和35年奈良市条例第1号）の一

部を次のように改正する。

第2条第4項第4号中「第200条第1項」を「第200条第3項」に改める。

(奈良市手数料条例の一部改正)

第5条 奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第24項中「第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表第34項中「第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

(奈良市子ども発達センター条例の一部改正)

第6条 奈良市子ども発達センター条例（平成23年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。

第10条第1項中「第21条の5の4第2項」を「第21条の5の4第3項」に改める。

(奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条の表第12条の2の項中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

(奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第38条」に、「第40条」を「第39条」に改める。

第12条の2中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

第39条を削る。

第5章中第40条を第39条とする。

(奈良市介護保険条例の一部改正)

第9条 奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

(奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第10条 奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和48年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「第76条の19」を「第76条の16」に改める。

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第11条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年奈良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改める。

(奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正)

第12条 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、第3項及び第4項」を「及び第3項」に改め、同条第3号中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

(奈良市営住宅条例の一部改正)

第13条 奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第15条」を「第18条」に改める。

(奈良市火災予防条例の一部改正)

第14条 奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第39条第3項中「第13条」を「第13条の2第4項」に改め、「（同条第1項第1号及び第1号の2イを除く。）」を削る。

第44条第2項中「第28条の3第1項第5号から第8号まで」を「第28条の3第4項第7号から第11号まで」に改める。

(奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第15条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、第3項及び法附則第8条」を「及び第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第９条の規定は、平成３０年８月１日から施行する。

（提案理由）

関係法令の改正に伴う引用条文の整理を行おうとするものである。

奈良市旅館業法施行条例の一部改正について

奈良市旅館業法施行条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

奈良市旅館業法施行条例（平成15年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、本市における観光旅客の宿泊を巡る状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進することが課題となっていることを踏まえつつ、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行及び旅館業の業務の適正な運営の確保等に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「令第1条第1項第11号」を「旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第1号中「類する設備」の次に「（次項第1号において「玄関帳場等」という。）」を加え、同号アを次のように改める。

ア 事務を行うのに適した広さを有すること。

第2条第1号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号エ及びオを削り、同条中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号を削り、第8号を第3号とし、第9号を削り、同条第10号中「定員数以上」を「宿泊者の定員に応じて十分な数を」に改め、

同号を同条第4号とし、同条に次の1項を加える。

2 次に掲げる要件を備えた令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものが設けられている場合は、前項第1号に掲げる基準によらないことができる。

- (1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- (2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第3条を削る。

第4条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する設備（アにおいて「玄関帳場等」という。）が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を満たしているときは、この限りでない。

ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第4条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前号」に、「第2条第6号（ア及びエを除く。）及び第8号から第10号まで並びに前条第1号」を「前条第1項第2号（ア及びエを除く。）から第4号まで」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第3条とする。

第5条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に、「、同条第2項第10号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準又は同条第3項第7号」を「又は同条第2項第7号」に改め、「第2条各号、第3条各号」を「第2条第1項各号」に改め、同条第3号中「玄関広場」を「玄関広間」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 寝具類は、適当な数を有すること。

第6条第2号から第4号までを削り、同条第5号中「前各号」を「前号」に、「第2条第6号（ア及びエを除く。）、第8号及び第10号」を「第2条第1項第2号（ア及びエを除く。）及び第3号」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「旅館業を営む者」を「営業者」に改め、同条第1号中「営業」を「旅館業」に、「毎日」を「定期的に」に改め、同条第2号中「営業」を「旅館業」に改め、同条第6号ア及びイを次のように改める。

ア 旅館・ホテル営業の客室

(ア) (イ)以外の客室にあっては、床面積3.2平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であって、公衆衛生上支障がないときは、床面積2.4平方メートルにつき1人とすることができる。

(イ) 寝台を置く客室にあっては、床面積4.5平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であって、公衆衛生上支障がないときは、床面積3平方メートルにつき1人とすることができる。

イ 簡易宿所営業の客室

(ア) 宿泊者の数を10人未満として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設にあっては、床面積3.3平方メートルにつき1人

(イ) 宿泊者の数を10人以上として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設にあっては、床面積（階層式寝台を置く場所の床面積を除く。）2.4平方メートルにつき1人。ただし、階層式寝台を設ける場合は、当該寝台の階層ごとに床板の面積1.6平方メートルにつき1人とする。

第9条第10号ウを次のように改める。

ウ その他適切に洗濯、管理等を行うこと。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の7条を加える。

（営業者の努力義務）

第10条 営業者は、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に関し、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上するために必要な措置

(2) 外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を

可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の施設及びサービスの利用に係る利便を増進するために必要な措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、旅館業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置

(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保)

第11条 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、旅館業の施設の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置であって規則で定めるものを講じなければならない。

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第12条 営業者は、規則で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって規則で定めるものについて説明しなければならない。

2 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて前項の規定による説明をしなければならない。

(苦情等への対応)

第13条 営業者は、旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

(旅館業の業務を適切に実施するための体制整備)

第14条 営業者は、法第6条第1項及び前2条に規定する義務の履行が確保されるよう、次に掲げる基準に従って、旅館業の業務を適切に実施するための必要な体制を整備しなければならない。

(1) 法第6条第1項の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び第12条第1項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。

(2) 前条の苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

(市長への定期報告)

第15条 営業者は、宿泊者数その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に市長に報告しなければならない。

(営業者の公表)

第16条 市長は、営業者に関し、必要と認める事項を旅館業の施設ごとに整理し、イン

ターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

附則第3項中「第3条第1号（第4条第4号において準用する場合を含む。第5項において同じ。）」を「第2条第1項第1号及び第3条第1号」に改め、附則第4項中「第2条第2号及び第5条」を「第4条」に改め、附則第5項中「第3条第1号」を「第2条第1項第1号及び第3条第1号」に改め、附則第6項中「第2条第2号及び第5条」を「第4条」に改め、附則第8項中「第9条第7号ア(ウ)」を「第8条第7号ア(ウ)」に改める。

別表中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に7条を加える改正規定（第11条、第12条、第14条第1号及び第15条に係る部分に限る。）は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営んでいる者（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により旅館・ホテル営業を営む者とみなされる者を含む。）がその営業に供している施設であって、この条例による改正前の奈良市旅館業法施行条例第9条第6号アの基準に適合しているものについては、平成30年12月15日までは、引き続き同号アの基準に適合する限り、この条例による改正後の奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第8条第6号アの基準に適合するものとみなす。

（提案理由）

旅館業法等の一部改正に伴い旅館業の施設の構造設備の基準等を見直すほか、旅館業の業務の適正な運営の確保等に必要な事項を定めようとするものである。

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条第7項」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条第7項」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前

に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

関係政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における損害補償の補償基礎額の加算額を改定するほか、所要の文言整理を行おうとするものである。

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例（平成15年奈良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(29) 歯科

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市立奈良病院の診療科目に歯科を追加しようとするものである。

財産の取得について

ごみ収集車両整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 物 品 の 表 示

名 称	種 類	数 量
塵芥車	2 tプレスプレート式（ディーゼル車）	6 台

2. 契 約 金 額 37,584,000円

3. 契約の相手方

三徳商会

山村 信好

工事請負契約の締結について

(仮称)学園南こども園園舎改築その他工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 契約の目的 (仮称)学園南こども園園舎改築その他工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 458,021,520円
- 4 契約の相手方 奈良市三条大路二丁目1番66号
(仮称)学園南こども園園舎改築その他工事平井建設・松田組・谷建設特定建設工事共同企業体
代表者 平井建設株式会社
代表取締役 平井 克
株式会社松田組
代表取締役 松田 英志
谷建設株式会社
代表取締役 谷 慎吾

(仮称) 学園南こども園園舎改築その他工事の概要

1. 工事場所 奈良市学園南三丁目15番28号他

2. 工事規模

(1) 建築工事 一式

こども園新築工事

敷地面積 2,602.59㎡

建築面積 703.23㎡

延床面積 1,695.88㎡

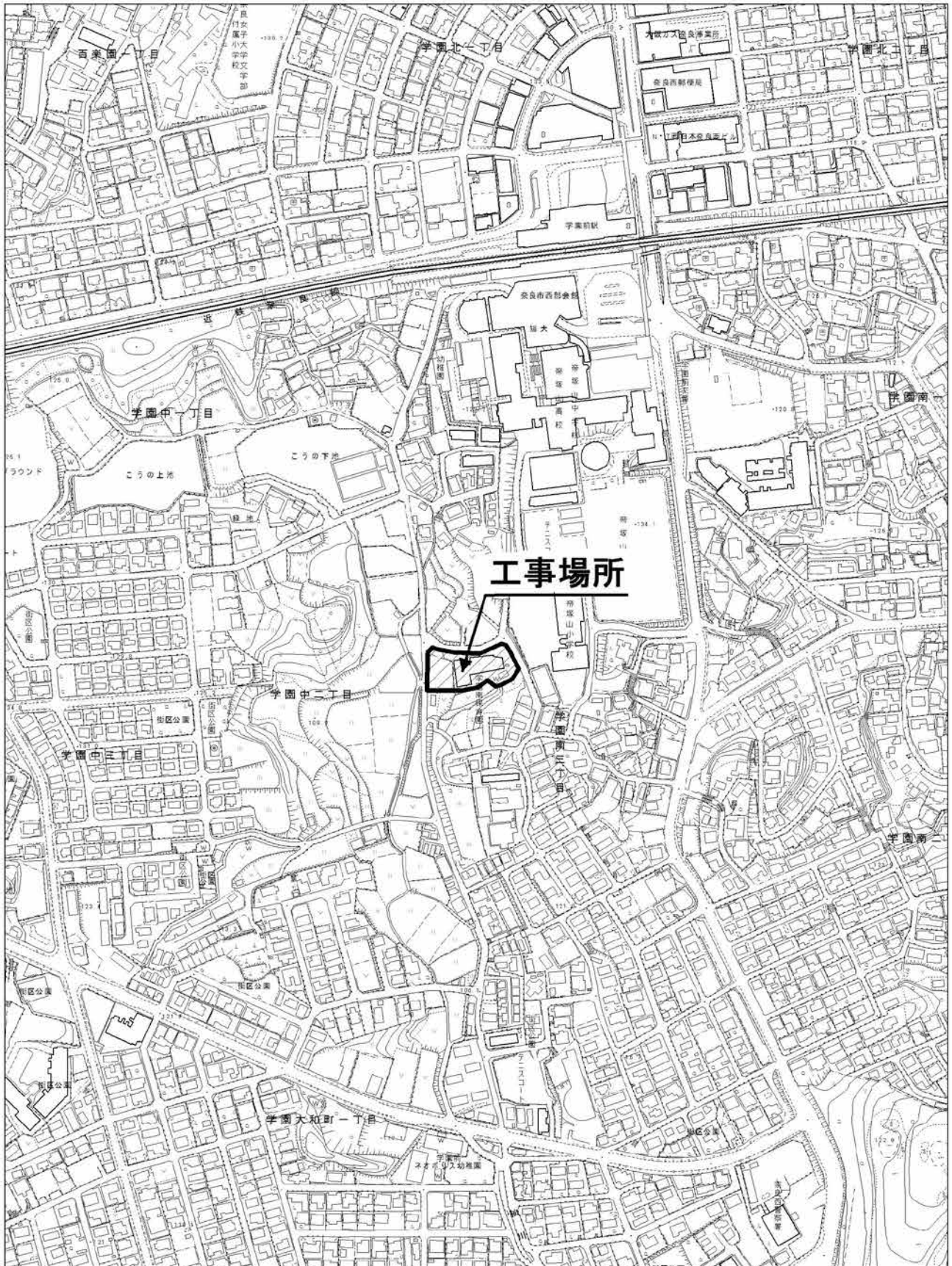
構造階数 鉄骨造 3階建

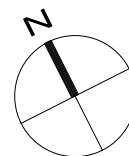
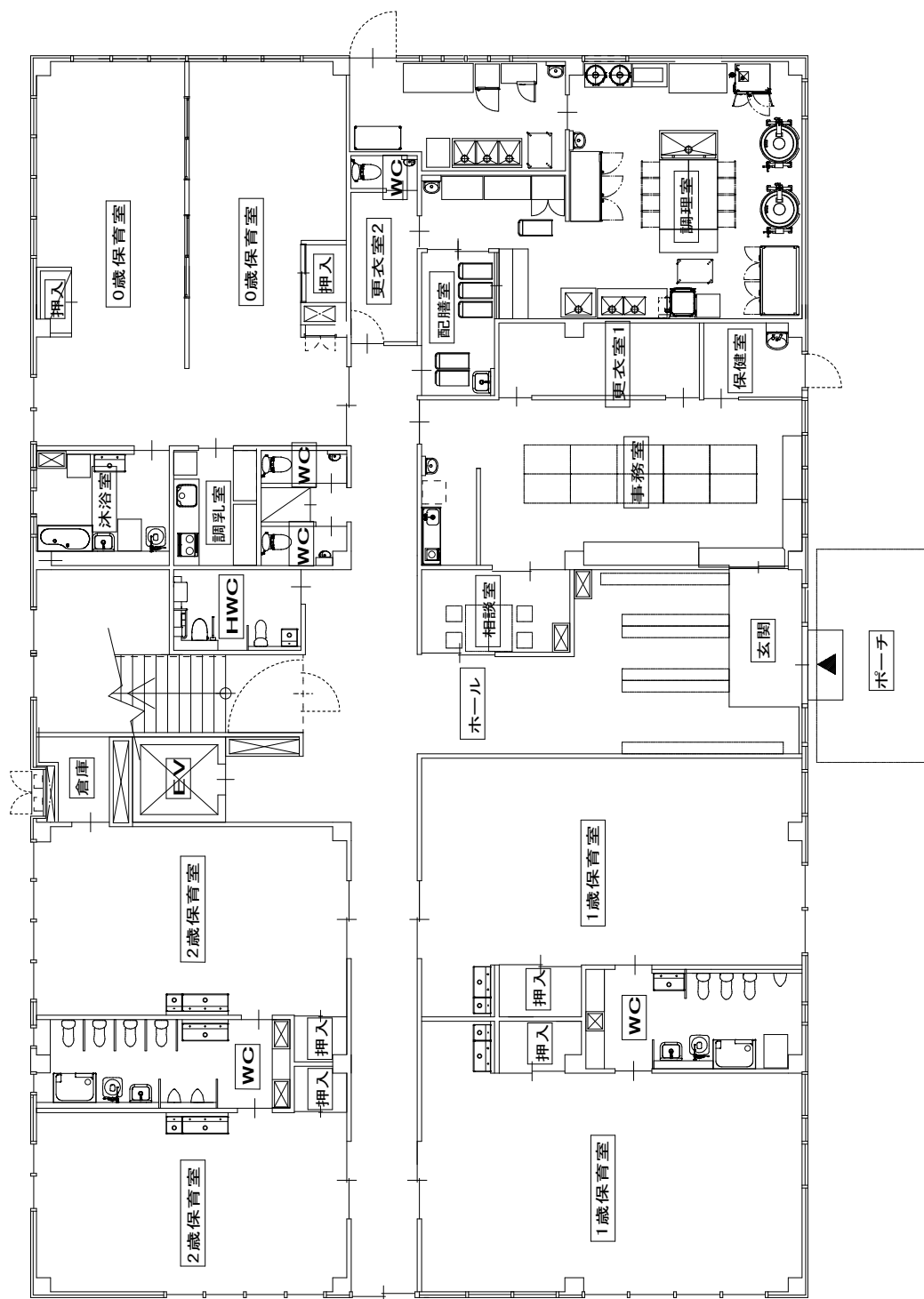
(2) 解体工事 一式

(3) 外構工事 一式

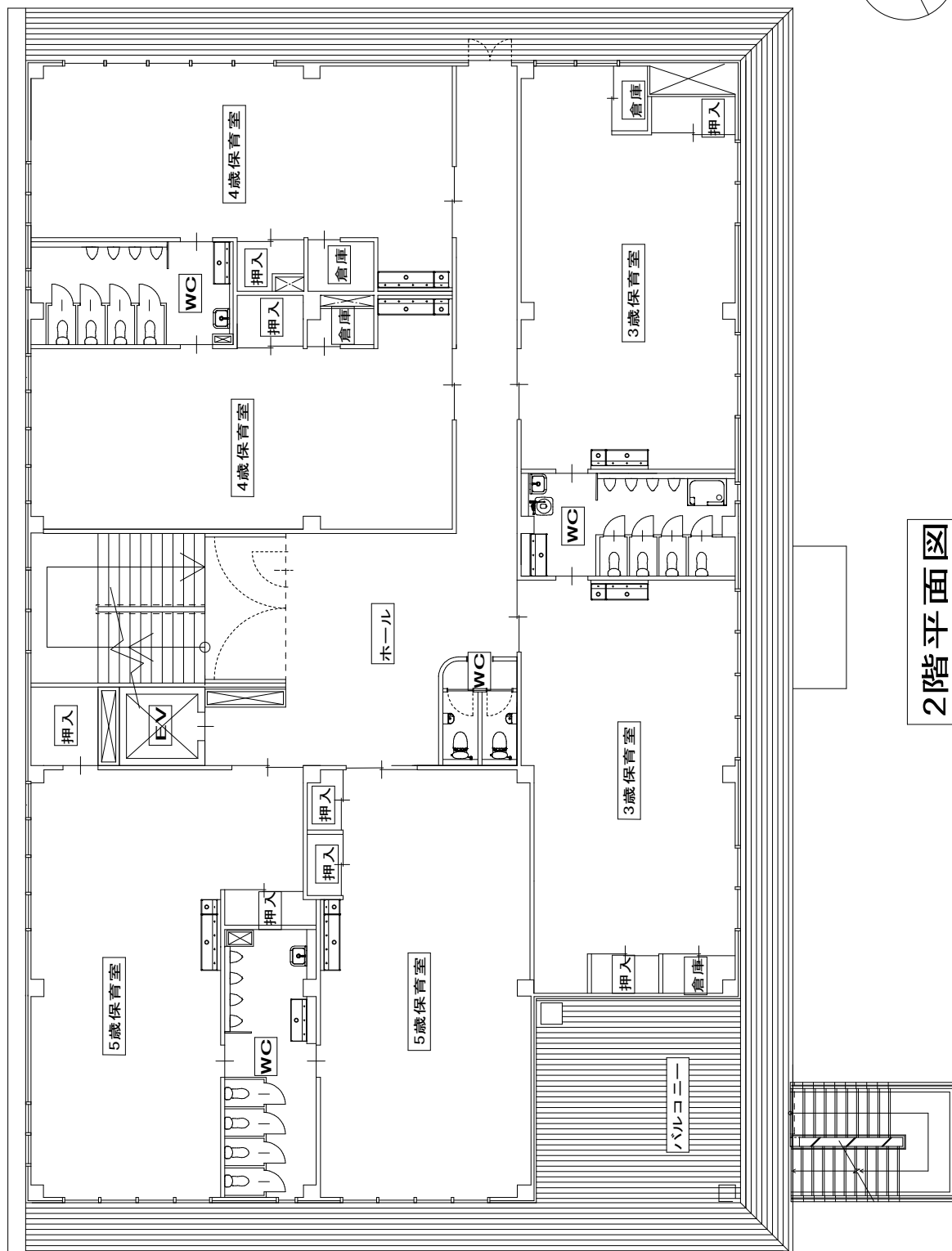
3. 工期 契約の日から平成31年3月29日まで

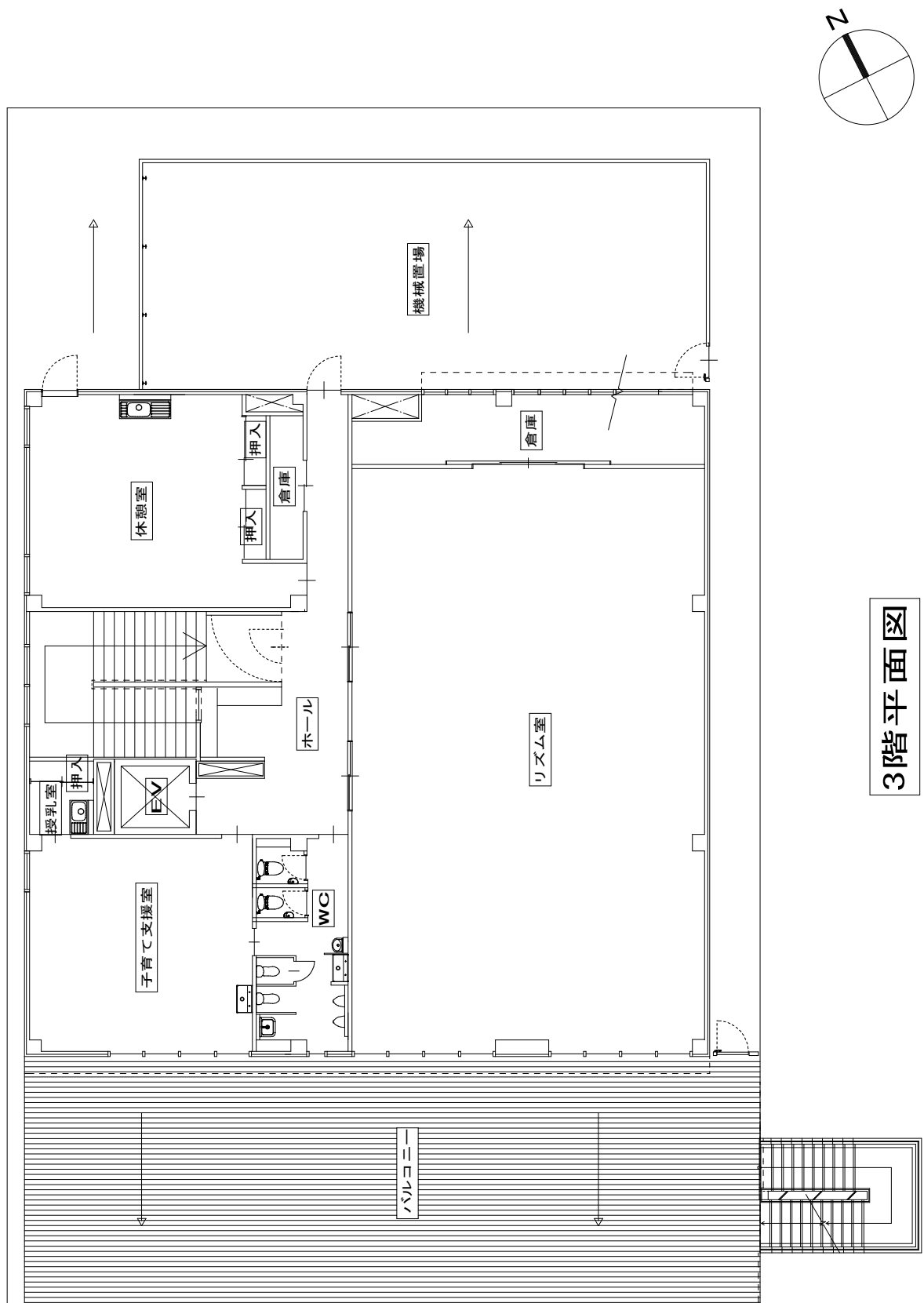
位置図



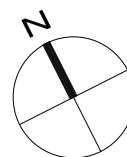
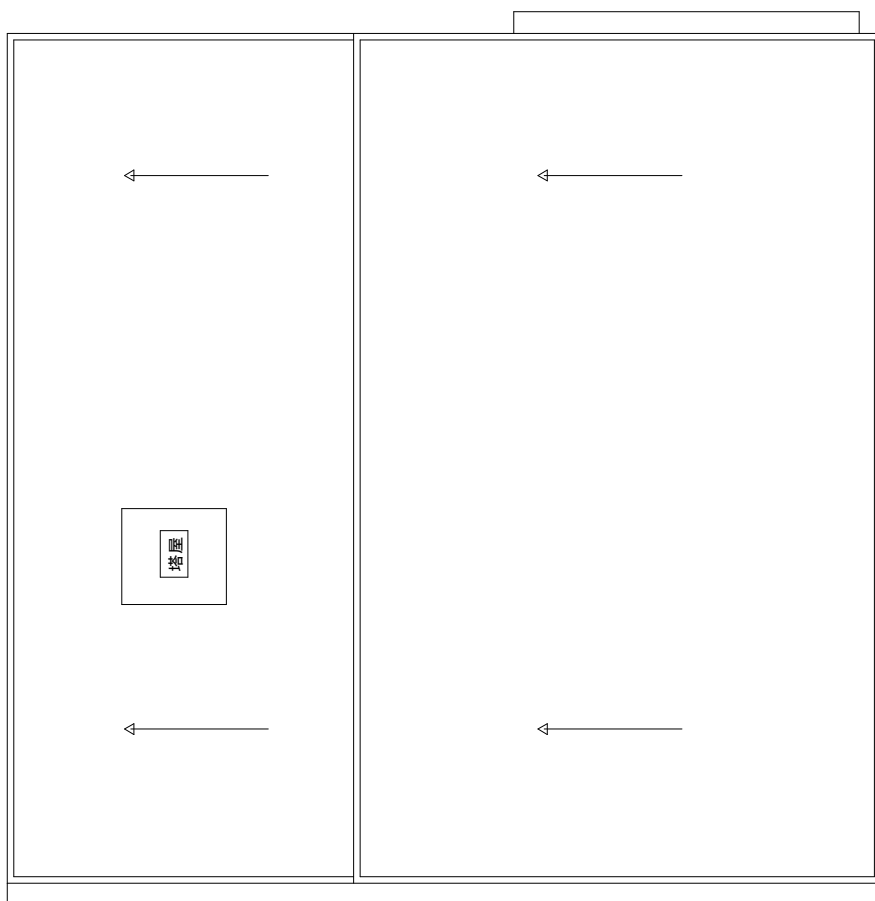


1階平面図





3階平面図



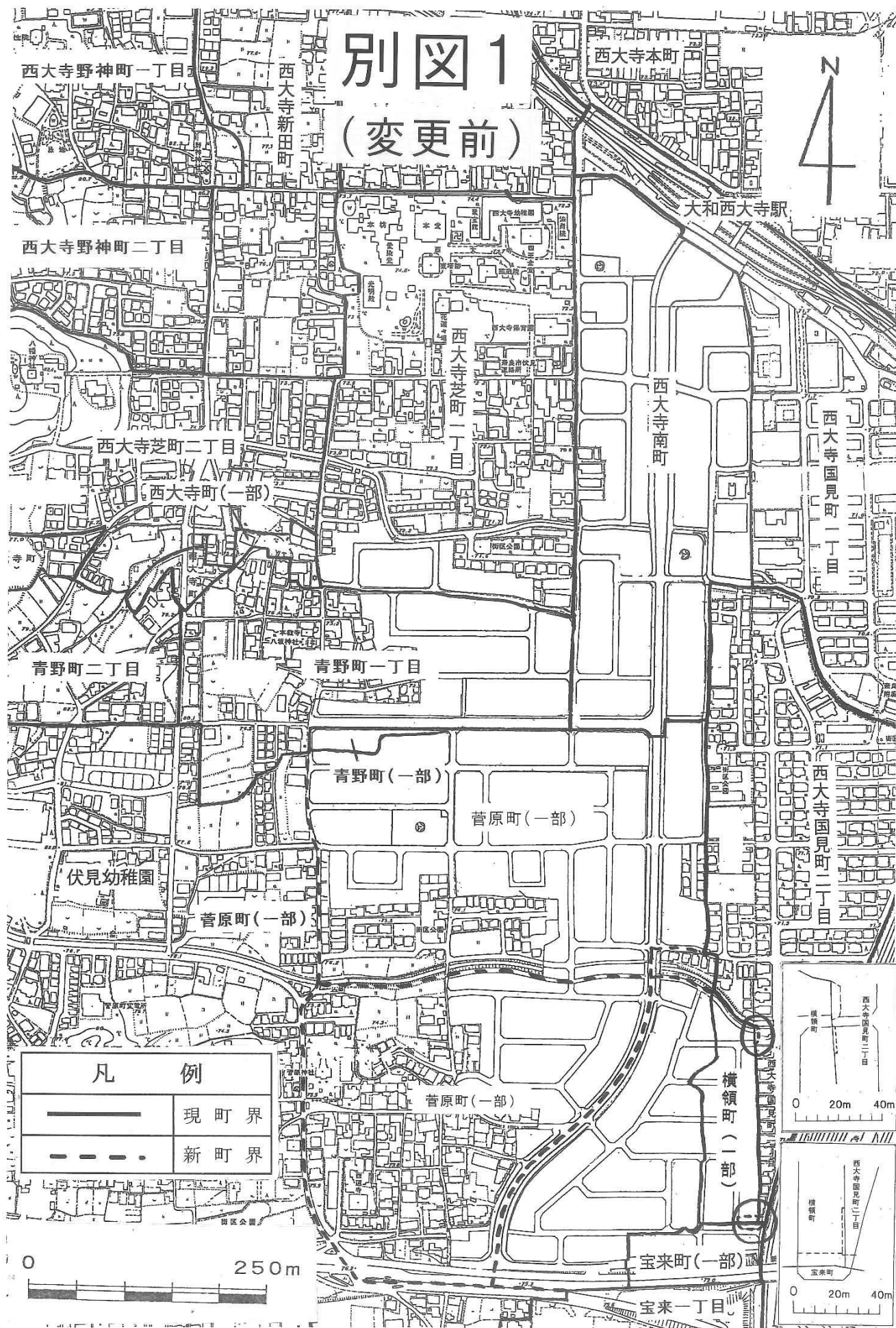
R階平面図

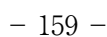
町の区域等の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成31年1月21日から本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸





教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住所

氏 名 おかもと みちとし
岡 本 充 智

履 歴 書

氏 名 岡 本 充 智

生年月日 [Redacted]

現 住 所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted]

職 歴

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員として、次の者を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 30 年 6 月 11 日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

[REDACTED]
[REDACTED]

氏 名

やなぎ さわ やす のり
柳 澤 保 徳

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名	柳 澤 保 徳
生年月日	
現 住 所	

	学 歴

	職 歴

使用料の徴収等に関する処分についての 審査請求に係る諮問について

使用料の徴収等に関する処分について行われた行政不服審査法第2条の規定による審査請求に対し、次のとおり裁決することについて、地方自治法第229条第2項の規定により諮問する。

平成30年6月11日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 審査請求年月日 平成29年9月26日

2 事実及び意見の理由

(1) 事案の概要

審査請求人は、処分庁奈良市公営企業管理者（以下「処分庁」という。）に対して、平成29年4月18日付けで、審査請求人に係る平成29年3月から平成30年2月までの下水道使用料の免除を申請した。審査請求人の主張する免除理由は、奈良市及び処分庁が、長年にわたって審査請求人に対して行ってきた違法行為及びそれに関する争訟の長期化によって審査請求人とその世帯構成員が被った肉体的精神的損害並びに奈良市長が、平成21年3月に、それらの損害に関して救済措置を講ずる旨の決定を行ったことから、審査請求人には奈良市下水道条例（以下「下水道条例」という。）第39条に定める、使用料を免除すべき特別の理由（以下「下水道特別理由」という。）があるというものであった。

この免除申請を受けて、処分庁は平成29年6月27日付け平成29年度下水道使用料免除不承認処分（以下「本件不承認処分」という。）を行った。その後、処分庁は、審査請求人に対する下水道使用料の減免がなされず、水道料金の負担も通常の基準によることを前提に、同日以降の日付で行われた水道料金・下水道使用料納入通知・督促処分（以下「本件督促等処分」といい、本件不承認処分と併せて「本件各処

分」という。)を順次行った。

これに対し、審査請求人は、平成29年9月26日付けで、本件不承認処分の取消し並びに本件督促等処分の取消し及び無効確認を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起したものである。

(2) 基礎となる事実

以下、本件審査請求における当事者の主張及び提出された資料から容易に認められ又は審理に当たって顕著な事実を摘示する。

ア 前件裁判

審査請求人により平成13年9月18日付けでなされた平成13年度の水道料金免除申請を、処分庁が同年11月16日付けで却下した（以下「前件却下」という。）ところ、審査請求人は、審査請求を経て、奈良市を相手方として、前件却下の取消しを求める訴えを奈良地方裁判所に提起した。その後、奈良地裁の棄却判決に対して審査請求人が大阪高等裁判所へ控訴し、大阪高等裁判所は、平成15年11月12日、前件却下が処分性を有することを前提に、奈良市行政手続条例（以下「行手条例」という。）第8条第1項に定める申請に対する拒否処分に当たって提示すべき理由の不備という手続上の違法があるとしてこれを取り消すものとする判決を下した。そして、平成17年12月9日に、奈良市による上告受理申立てを不受理とする最高裁判所の決定がなされ、前件却下の取消請求の認容判決が確定した（以下「前件裁判」という。）。

イ 奈良市長（当時）藤原昭による依頼

前件裁判の後、処分庁は、処分理由の記載に変更を加えたうえ、平成18年1月12日付けで、再度審査請求人に係る平成13年度の水道料金の減免申請を却下した。審査請求人は、これを不服として、この却下処分の取消し、水道料金の免除承認及び慰謝料の支払を求めて審査請求を行った。

この審査請求については、申立てのうち処分の取消しを認容し、その余を棄却ないし却下するという裁決がなされたものの、その後奈良市長（当時）藤原昭から処分庁に対して、平成21年3月31日付けで、審査請求人の水道料金免除申請を承認し、審査請求人世帯への救済措置を講ずべきであるとする依頼文書が出されたこともあり、処分庁は、平成21年5月7日付けで、審査請求人に係る平成21年2月分までの水道料金の免除を承認した。

ウ 審査請求人による度重なる免除理由説明

審査請求人は、奈良市国保年金課、医療政策課、健康増進課、市民税課、資産税課及び市民課並びに奈良市企業局情報料金課等の、審査請求人が支払義務を負う使用料その他の徴収金に関する事務を担当する部署や、奈良市秘書課及び文書法制課（当時）に赴き、これらの部署の管理職に対して、その異動による人員の交代がある都度、審査請求人の世帯に係る徴収金を免除すべき理由の説明を繰り返し行っていた。

その説明は、審査請求人が前件裁判における記録及び関連する経緯をまとめた大部の資料を持参し、半日程度の時間をかけてその資料を提示しつつ行われていた。

審査請求人が説明する免除理由は、要旨次のようなものであった。いわく、「奈良市は審査請求人に対して、平成11年ころから、審査請求人の世帯の生活困窮という事由にもかかわらず、審査請求人に対する各種料金の減免を認めず、その料金の違法不当な取立て行為や減免措置に関する虚偽説明を繰り返してきた。これに対して審査請求人は不服申立てや訴訟により争ってきたが、奈良市は審査請求人の主張を認めず、そのためにこれらの争訟はいたずらに長期化し、そのせいで審査請求人は訴訟等の対応に注力せざるを得ず、就労の機会を喪失するなどの多大な損失を被った。前件裁判により減免措置に関する奈良市の違法性が明らかとなり、それに伴い奈良市は審査請求人に対して、従前の違法不当な取立て行為及び虚偽説明並びに減免の拒否それ自体により審査請求人に与えた、就労及び生活再建の機会の喪失等の損害を賠償する義務を負うこととなった。その賠償額は、当時の生活保護の基準額に照らして、おおむね2000万円ほどにも上るものである。そして、審査請求人と奈良市とが、この奈良市の違法行為に対する「償い」の方法について協議を継続した結果、審査請求人が奈良市に対してこの「償い」に係る国家賠償請求訴訟を提起しないことと引換えに、審査請求人及びその世帯員が奈良市に対して支払うべき公租公課、使用料及び手数料その他の金銭負担につき、今後審査請求人及びその世帯員が存命の限り免除されるものとの合意が成立した。」というものである。この免除理由が、本件審査請求に至るまで審査請求人が主張するところの「奈良市の償い」及びそれに関する合意に当たる。

エ 奈良市が審査請求人に対して多数の減免措置を講じてきたこと

審査請求人による度重なる免除理由説明を受けて、奈良市及び処分庁は、おおむ

ね平成21年以降、下水道使用料、国民健康保険料及び一部負担金、健康診断費、印鑑証明及び住民票の発行手数料並びに固定資産税等について、審査請求人が毎年又は費用の発生する都度提出する、審査請求人の主張する免除理由を記載したほぼ同じ内容の理由書に基づき、支払の免除を認めてきた。

また、水道料金については、審査請求人による免除申請を待たずに、平成21年以降は、そもそも支払請求自体がなされていなかった。審査請求人は、水道料金に限らず各種料金の免除が、毎年免除申請をせずとも自動継続してなされるべきことにつき、免除を行うこと自体と同じく奈良市と審査請求人との合意に基づく必要な措置であると説明していた。

オ 平成29年度の減免措置に関する審査請求人の説明

奈良市は審査請求人に対して、平成29年6月5日付けで、今後の審査請求人に対する各種免除措置の取扱いを他の市民と同様の基準で適正に行っていくものとする旨の通知を発した。これを受けて、審査請求人は、改めて奈良市の各部署に赴き、これまでどおり各種の免除措置を講じるべきことを主張し、免除理由の説明を繰り返した。その頻度は、時期的な偏りはあるものの、多いときには連日の場合を含め週に複数回となることもあり、説明及び応対の1回当たりの時間は、数十分から、5時間程度に及ぶこともあった。

また、この説明及び応対の際に、録音等の記録を行うことや、長時間に及ぶ場合に審査請求人の退席を求めるなどのやりとりについて、審査請求人と奈良市職員との間で対立が生じる場面も多くあった。

3 当事者の主張の要旨

(1) 審査請求人

本件不承認処分は、過去に奈良市が審査請求人に対してなしてきた数々の違法行為及びそれらの行為により審査請求人が受けた損害について審査請求人と奈良市との間でなされた「奈良市の償い」に関する経緯及び奈良市と審査請求人との合意という下水道特別理由に該当する事実を無視しており、免除に際して考慮すべき事実を誤ってなされた違法なものであるから、取り消されるべきである。

また、本件不承認処分の通知書に記載された理由は、審査請求人の主張する減免申請の理由に全く対応しておらず、処分理由の態をなしていないから、行手条例第8条

第1項の定める処分理由の提示がなされているものとはいえず、理由不備の違法の点からも取り消されるべきである。

そして、本件督促等処分は、取り消されるべき瑕疵を有する本件不承認処分に基づいてなされたものであるか、「奈良市の償い」に関する協議上の合意により免除されるべきないしそもそも請求を受けないこととなっているはずの水道料金についてなされたものであるから、取り消されるべき又は無効なものである。

(2) 処分庁

下水道使用料の減免については、下水道法第20条第1項に基づく下水道条例第39条の定める要件に該当する場合に行われ得るところ、この規定の文言並びに下水道法及び下水道条例の趣旨からして、公的支援を受けるなど生活困窮にある者に一律の負担を課すことで公正公平を害することを避ける必要がある場合又は市民の責によらず下水道事業による利益の享受が妨げられた場合に認められるものである。審査請求人の主張する免除理由である「奈良市の償い」なるもの及びこれに係るいかなる合意も存在せず、仮にそれらが存在するとしても上記免除事由に該当しないから、本件不承認処分に違法事由はない。

また、本件不承認処分については、審査請求人に係る平成29年度の下水道使用料を免除することができない理由の趣旨を記載した書面により通知を行っており、行手条例第8条第1項に違反するものではない。

水道料金については、奈良市水道事業給水条例（以下「水道条例」という。）第34条に定める特別の理由（以下「水道特別理由」という。）がある場合に減免が認められるところ、水道特別理由は、奈良市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）第28条の2第1項各号に該当する場合を指すものである。審査請求人の主張する理由はこれに当たらないから、免除は認められない。

そして、下水道使用料及び水道料金のいずれに関しても減免が認められない以上、これらの支払を行わない審査請求人に対する本件督促等処分は適法・適正なものである。

4 本件審査請求の争点

(1) 特別の理由の有無

ア 下水道条例第39条

本件不承認処分は、審査請求人について下水道特別理由に該当する事由が認められないことが根拠となっている。処分庁は、審査請求人が下水道使用料の免除理由として主張する事実関係が仮に認められたとしても、下水道特別理由には該当するものでないとしており、下水道条例第39条に定める減免理由の範囲が争点となる。

イ 水道条例第34条

本件督促等処分のうち、水道料金に係るものについては、審査請求人は水道料金を免除すべき理由があることをもってその違法性を主張していることから、水道条例第34条に定める減免理由の範囲も争点となる。

(2) 理由不備の違法

本件不承認処分に係る手続的瑕疵の有無につき、行手条例第8条第1項に定める処分理由の明示がなされているかが問題となる。

(3) 「奈良市の償い」に関する合意の効力

審査請求人は、下水道特別理由及び水道特別理由への該当性により下水道使用料及び水道料金の免除が認められるべきとするほか、免除申請をせずとも、「奈良市の償い」に関する合意により徴収金の免除が毎年自動継続されるべきとの主張もしている。これを「奈良市の償い」に関する合意により、減免以前にそもそも徴収金が発生しないとの主張とすれば、一応減免の理由の有無とは別個に問題となり得る。

5 争点についての判断

(1) 特別の理由の有無

ア 下水道条例第39条

(ア) 概要

処分庁における下水道使用料の免除については、下水道法第20条第1項に基づく下水道条例第39条の、「管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるとき」にこれを行うことができるとする定めが根拠となる。

どのような場合に減免の理由が認められるかについて、「公益上その他特別の理由」という概括的抽象的な文言からすると、減免を行うか否かの判断につき処分庁の広い裁量を認めるものとも思われる。もっとも、法律に基づく行政の原理により、一般に行政行為につき裁量が認められる場合であっても、行政庁の完全に自由な判断が可能となる訳ではなく、当該行政行為の根拠法令その他の関連法

令に基づき、法令の範囲内で裁量権の行使が認められることになる。そうすると、下水道使用料の減免についても、下水道法等の趣旨に適合する適法な裁量権の範囲内において、裁量の逸脱濫用に当たらない限りで認められるものとなる。この裁量の逸脱濫用については、裁量権の行使に当たって考慮する事実の選択及びそれらの事実の重みづけに合理性が認められるか否かという枠組みで判断され、考慮すべきでない事実を考慮したり、重視すべき事実を不当に軽視するなどの事情がある場合には、裁量の逸脱濫用により違法となる。

(イ) 本件における判断基準

本件について根拠法令の趣旨を見ると、下水道法は、第1条において下水道に関する管理基準等を定めることで、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。そして、このような下水道事業の公益性及び各市民の受ける便益の共通性から、下水道法第20条第2項において、条例の定めにより使用料を徴収する場合には、応益負担の原則により、各市民から一律の基準による適正なものとするべきことを定めている。もっとも、常に原則的な基準に従って機械的に使用料を徴収すると、かえって実質的に不平等な取扱いとなるなど、下水道法の趣旨に反する不適正なものとなるおそれがある。そこで、下水道条例においては、使用料の徴収に関する規定と合わせて、例外的な取扱いとして減免が認められる場合についても規定を設けることで、法の趣旨に沿った運用を実現しようとしているものと解される。

したがって、下水道特別理由の該当性判断に当たっては、徴収に関する原則的な規定の適用により、「下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること」（下水道法第20条第2項第1号）や、「特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと」（下水道法第20条第2項第4号）といった下水道法の趣旨にのっとりた使用料の徴収が妨げられるか否かということが問題となり、そのような下水道法の趣旨を妨げるおそれを生じる事実の選択及びその趣旨を妨げるおそれが生じる可能性や妨げの程度に応じた重みづけが合理的になされているかにより、減免の認定に関する裁量の逸脱濫用の有無が定まる。

なお、処分庁が下水道使用料の減免についての運用の内規として定める、生活保護者等における下水道使用料等の徴収免除に関する要領及び地下漏水等に係る

公共下水道等使用料減免基準も、このような下水道法の趣旨にのっとって下水道条例第39条に基づく減免が認められる場合を規定したものと言えるが、これらの内規に定める場合以外に減免をなし得ないものとも言い切れないので、別途下水道法の趣旨から裁量の逸脱濫用の有無について判断する。

(ウ) 本件の免除申請への適用

審査請求人は、上述のとおり「奈良市の償い」及びそれに関する合意、即ち処分庁及び奈良市の違法行為により審査請求人に損害が生じたこと及びその賠償について合意が成立したことを理由として、下水道使用料の免除を申請している。

確かに、審査請求人が何らかの損害を被り、それによって現に使用料の支払をすることが困難なほどに困窮しており、他の市民と同様の基準で使用料を徴収することが実質的不平等を生じることや、損害によって下水道の通常の使用を妨げられるというような事態が生じることも考えられ、そのような場合には、使用料の徴収に関する原則的な規定によることが下水道法の趣旨に反することともなり得る。しかしながら、損害が奈良市によって与えられたものか、その他第三者によるものかによって使用料の徴収ないし減免の認定に差異が生じることは公平とは言えないし、個別の合意によって下水道使用料の減免を行うことは、特定の使用者に対する不当な扱いとなる。したがって、現に審査請求人が受ける困窮の程度や下水道の使用を妨げられる事情とは別に、その原因となり得る加害行為や、損害賠償の解決に関する合意を考慮要素として選択しないことには合理性がある。また、そもそも「奈良市の償い」を基礎づける各事実の存在及びその違法性を認めるについての根拠も十分なものとは考えられず、この点からも「奈良市の償い」を裁量判断の考慮要素とはし難いものである。そして、いずれにせよ現に審査請求人が下水道使用料の支払が困難であるほどに困窮している又は下水道の使用を妨げられているという事実は認められない。

よって、処分庁による下水道使用料の減免の判断に当たっての考慮要素の選択は合理性を有し、裁量の逸脱濫用は認められないことから、本件について下水道条例第39条に定める減免理由がないものとした処分庁の判断に違法不当な点はない。

(エ) 審査請求人の反論

審査請求人は、下水道条例第39条の規定は下水道法第20条第2項ではなく、

憲法25条に基づくものであると反論している。

しかしながら、使用料の減免に関する規定の適用により最終的に徴収する使用料の額が定まる以上、減免の規定も、使用料の決定及び徴収の適正を確保する一環として、下水道法の趣旨が使用料の原則的取扱いに関する規定と同様に妥当しなければ、法の趣旨が全うされない。また、憲法25条から直ちに個別の徴収金の減免規定が導かれるか否かは格別、下水道使用料に関する条例の規定についても憲法に違反してはならないことは当然ではあるが、現に生じている生活困窮の程度に応じて減免を行うものとする解釈及び運用は、生存権の保障に資することはあれ、それを害するものとは言えない。

したがって、この点に関する審査請求人の反論は、下水道条例第39条に定める減免理由の有無に関する結論に影響しない。

イ 水道条例第34条

処分庁における水道料金の免除については、水道条例第34条において、「管理者は、特別の理由がある者については」料金等の費用を減免することができると規定されていることを根拠としてなされる。

そして、水道条例は、水道法に基づき水道事業者が定めるべき水道の供給規程として設けられるものであるから、料金の決定や減免の法的性質はおいても、水道法の趣旨にのっとって合理的な範囲内で減免が認められることは、上述の下水道使用料の減免の場合と同様である。

そこで、水道法の規定を検討すると、第1条において、水道の管理等を適正かつ合理的なものとし、水道の計画的整備や水道事業の保護育成によって、安全適正な水の供給を図り、それにより公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするものと定められている。これを受けて、水道法第14条第1項は、水道事業者に対して料金その他の供給条件を定める規程を設けることを義務付けるとともに、同条第2項において供給規程の満たすべき要件を明示し、その第1号、第2号及び第4号において、水道料金に関して、下水道使用料についての下水道法第20条第2項各号と同様の規定を設けている。そして、これらの水道法の趣旨にのっとって、処分庁は、施行規程第28条の2第1項各号のとおり、下水道使用料と同様に、生活困窮者及び漏水等により水道の使用を妨げられた者並びにそれらに類する者が減免の対象となるものとする運用を行っている。

このように、水道法及び水道条例が、下水道使用料に関するものと同様の趣旨、規定を設けていることからすると、減免理由が裁量権の範囲内で適法適正になされているかについても、下水道使用料と同様の基準により判断されることになる。そして、審査請求人の主張する水道料金の免除理由は、下水道使用料のそれと同じく「奈良市の償い」であり、その他免除理由に該当する事実も認められないから、基準に対して適用する事実も同様となる。よって、「奈良市の償い」を水道料金の免除理由とすることは、使用者間の公平を害することにもつながり、下水道使用料について5の(1)ア(ウ)と同様の判断が妥当することから、合理性を欠くものといえ、本件について水道条例第34条に定める減免理由は認められない。

(2) 理由不備の違法

行手条例第8条第1項が処分に際しての理由提示義務を定めるのは、行手条例第1条第1項に定められる、行政運営の公正及び透明性の確保並びにそれらを通じての市民の権利利益の保護という、行手条例の趣旨を実現するためである。そして、市民の権利利益の個別的な保護を図るために行政不服申立の制度が設けられている以上、行手条例第8条第1項に定める理由の提示があったというためには、その理由の記載それ自体から、処分についてどのような法令上の根拠に基づき、当該法令上の規定をどのような事実関係に適用してなされたものであるのかが了知できる程度に具体化されている必要がある。この点は、行政手続法その他法令上処分理由の通知が求められる場合と同様である（最高裁判所第三小法廷昭和60年1月22日判決参照）。

本件不承認処分は、審査請求人が下水道条例第39条への該当を理由になした下水道使用料の免除申請を却下するものであるところ、本件不承認処分の通知書においては、同条が減免を認めることができる場合につき、下水道法及び下水道条例の趣旨から、公的扶助を受け、又はそれと同程度の生活困窮の状況にあり、他の市民と一律の使用料負担を課すことで実質的公平性を害する場合及び市民の責によらず他の市民と同程度の下水道設備の便益の享受が妨げられた場合と明示している。そうすると、本件処分の根拠法令を示すとともに、根拠法令の解釈を本件の事実関係における適用の有無が判断できるように記載しており、処分の相手方において、処分理由に係る法令の適用関係を了知し得る程度に具体的な理由の記載がなされているものといえる。

なお、審査請求人は、本件不承認処分の通知書では、審査請求人が下水道使用料免除の理由として減免申請書添付の理由書に記載する事実関係の存否につき判断が示さ

れていないことをもって、理由不備の違法があるものと主張している。しかしながら、下水道使用料減免申請の却下は、下水道条例第３９条に定める減免理由が認められないことを理由になされるものであるから、本件通知書において下水道条例第３９条の減免理由が認められる場合が記載され、審査請求人の主張する事実関係が、申請時点における審査請求人の生活困窮でも、下水道利用が妨げられていることでもない以上、その事実関係が同条の減免理由に該当しないことが示されているものと言え、その記載自体から処分理由を了知するに十分である。そのため、審査請求人が免除理由として主張する事実関係の存否についての詳細な判断の有無は、理由不備の違法に関する結論に影響を与えるものではない。

よって、本件処分は行手条例第８条第１項により求められる理由の提示がなされており、理由不備の違法は認められない。

(3) 「奈良市の償い」に関する合意の効力

前提事実に記載のとおり、平成２１年３月３１日付けで奈良市長（当時）藤原昭より処分庁に対し、審査請求人の水道料金免除申請を承認すべきとの文書依頼がなされ、審査請求人は遅くとも同年ころから、１０年近くにもわたって継続的に、審査請求人の主張するところの「奈良市の償い」のために各種徴収金の免除をすべきことを関係部署に説明し、関係部署においてその説明と同旨の理由による審査請求人の免除申請を認め続けていた。この依頼は文言上あくまでも前件却下に係る水道料金の免除についてのみ記載されているから、いくら審査請求人から説明を受けたとしても、何の契機もなくその説明を一応は妥当として受け入れ、前件却下に係る水道料金のみならず、市の各部署が共通して徴収金の免除を認めるものとも考え難い。そうすると、合意書その他の書面上の記録はなくとも、平成２１年ころまでの間にも、審査請求人と処分庁及び奈良市との間に、「奈良市の償い」に関する一定のやりとりはあったものとも推認される。しかしながら、「奈良市の償い」に関して審査請求人と処分庁及び奈良市との間で互いに意思の合致があり、具体的かつ最終的な合意が成立したものとする根拠はない。

これについて、市が相手方に何らかの損害を与えた場合に、その賠償につき相手方との合意により金額の確定及び賠償の方法等について合意する、即ち和解により解決を図ることは一般論としては可能である。もっとも、行政主体に帰属する財産の処分は、地方自治の本旨その他法令上の定めにとり、適法適式に行われなければなら

ないから、私人の場合と異なり、形式的には行政主体に帰属する財産であっても、自由に和解の対象とすることができる訳ではない。即ち、各種の徴収金については、法令上の根拠により行政に請求権が生じ、市民に対し公平公正に、原則として一律の負担がなされるものとして定められるものであるから、法令の定めに基づき一定の基準を満たす場合に減免を行うことはともかく、個別の市民との合意により恣意的に法令の定めを曲げ、請求権を放棄することは、そもそも認め難いものである。

また、仮に「奈良市の償い」に関する合意が、審査請求人の主張するように、処分庁のみならず市による違法行為をその内容に含むものとしてなされるとすれば、上述のとおり、損害賠償額の確定、和解ないし請求権の放棄といった行為を含むものであるから、市がそのような合意を有効になすためには奈良市議会の議決を経る（地方自治法第96条第1項第10号、第12号及び第13号）又は長の専決処分（同法第179条第1項本文）による必要があるところ、本件においては、特に関連する議決を得、又は専決処分がなされたという事実は認められない。

したがって、「奈良市の償い」に関するいかなるやりとりが審査請求人と当時の市職員らとの間で行われたとしても、それが審査請求人の主張する内容の合意にまで達していたものとは認められないし、「奈良市の償い」に関する何らの合意も処分庁及び市を拘束するものとしては存在し得ず、下水道使用料ないし水道料金が発生しないことの根拠とはならない。なお、「奈良市の償い」が、下水道使用料及び水道料金の減免の理由とならないことについては、5(1)において述べたとおりである。

(4) その他の違法事由

本件各処分については、上述のとおり処分庁の示す処分理由は適正適法なものと認められ、行手条例の定めを始め、その手続についても適式になされていることから、その他の違法事由も認められない。

以上のとおり、本件処分については、処分庁が、審査請求人に係る下水道使用料及び水道料金の免除理由は認められないものと判断したこと及びこれらの支払を審査請求人に求めたことに違法不当な点は認められないため、棄却すべきであると考える。